

330.6
S.66

戰時生活相談所報告書

第三輯
昭和十八年六月

昭和十六年六月ヨリ十七年五月ニ至ル相談案件



昭和十八年六月

戰時生活相談所報告書

—昭和十六年六月ヨリ十七年五月ニ至ル相談案件—

法財
人團
戰時生活相談所

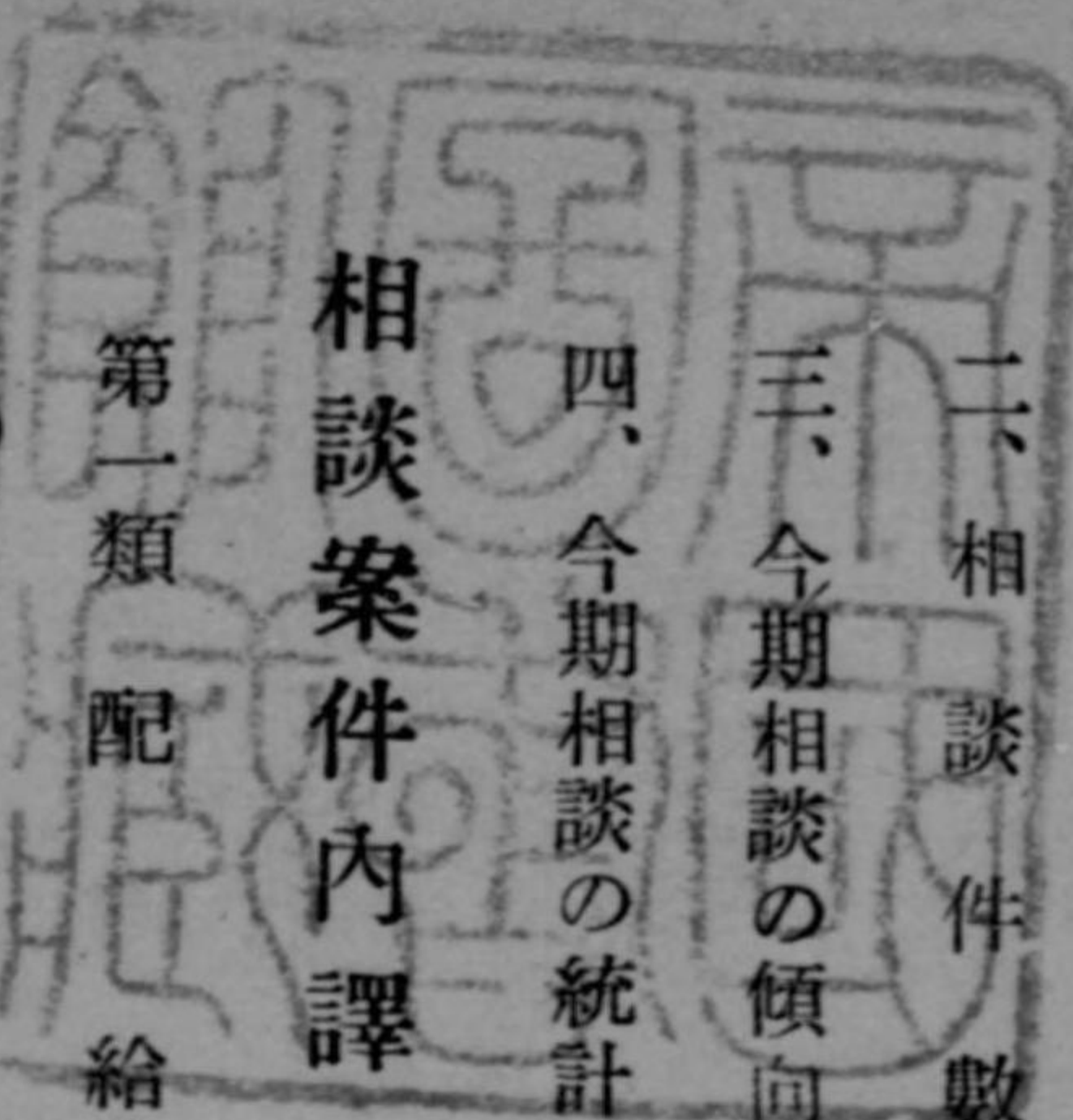
330.6
Se66

概

説

目次

一、本報告書の分類	一頁
二、相談件数	二頁
三、今期相談の傾向	四頁
四、今期相談の統計	一五頁
相談案件内譯	
第一類 配給	二五頁
(一) 化學工業品	二五頁
(二) 金屬品	二七頁
(三) 食料品	三〇頁
(四) 燃料	三〇頁



(四) 雜	(三) 人事相談	(二) 移植民	(一) 農村關係	第四類 其他の相談	(四) 轉職	(三) 轉業	(三) 求職	(一) 求人	第三類 職業	(三) 統制法令	(三) 許可・申請	(二) 考案・特許
.....
一〇三頁	一〇二頁	一〇二頁	一〇一頁	一〇一頁	一〇〇頁	九九頁	九八頁	九七頁	九七頁	八一頁	七四頁	七四頁

(七) 雜	(六) 農林水産品	(五) 纖維品	第二類 經營	(一) 商工經營	(二) 商工業組合	(三) 企業合同	(四) 價格・規格	(五) 金融	(六) 貿易	(七) 人事管理	(八) 設備利用	(九) 土地家屋	(一〇) 技術
.....
三二頁	三二頁	三二頁	三五頁	三五頁	五二頁	五三頁	六八頁	七〇頁	七二頁	七二頁	七三頁	七三頁	七三頁

概 説

一、本報告書の分類

本報告書は昭和十六年六月一日より昭和十七年五月三十一日に至る一ケ年間の相談案件を集録分類したものであるが、分類は次の如き區分に依つた。

第一類 配給關係

化學工業品 金屬品 食料品 燃料 纖維類 農林水産品 雜

第二類 經營關係

商工經營 商工業組合 企業合同 價格・規格 金融 貿易 人事管理 設備利用
土地家屋 技術 考案特許 許可・申請 統制法令

第三類 職業關係

求人 求職 轉業 轉職

第四類 其他の相談

二、相談件數

本期間における相談件數は別表揭示の如く總數二〇三件であつて、前年度より更に減少してゐる。本所開始以來既に二回、同種の報告書を發行してゐるが、第一回（昭和十五年六月より同年十一月に至る六ヶ月間）は總數六七一件であり、第二回（昭和十五年十二月より十六年五月に至る六ヶ月間）は三〇二件であつた。以上の二期間は何れも六ヶ月間であつたが、今回は期間を一ヶ年間にしたから減少率が甚だ高いわけである。假に第一回の比率を一〇〇とせば第二回は四五、今期は一五である。

戦時經濟の長期化に伴つて相談所の利用率が高騰すると見るのが世間一般の常識であらうと思ふが、當所における取扱上の實際から見れば、此の關係は正に逆であつて逐年逐月減少してゐる。これは概して各種の相談機關に共通の現象ではないかと思ふが、しかし如何なる相談機關も同様だとは斷言出來ないであらう。相談所の性質、就中どう云ふ種類の相談を取扱ふかに依つて自ら異なるものであらうが、専ら商工業者の相談を本位と

する當所では減少の傾向が顯著である。

件數減少の原因又は理由としては、いろいろな點を擧げることが出来る。既に第二回の報告書にも指摘した通り、業者間における組合組織の普及、業者の時局認識の徹底、警察相談所其他類似相談機關の新設と利用、切符割當制の擴張、配給制度の完備等、戦時生活の組織化、規格化、斡旋機關の増設又一般國民、就中商工業者の精神的自覺等、之等の諸點は今日においても件數減少の個別的理由としては其の意義を失はないのである。が更に根本的な原因としては、其後における國家情勢の變化と云ふ點を擧げなくてはならぬ。第二回報告書發行後いくばくもなく大東亞戰の勃發となつたが、これを一大轉期として皇國は一途決戦體制の確立に向つたのであつた。勞力資材の重要軍需産業への集中、之に伴ふ統制經濟の高度且つ細密化、其の基底となるべき企業整備の促進と之に表裏する平和産業の極度の壓縮等々、漸く事態の並々ならぬことを痛感せしめたのであるが、これと共に國民亦決戦意識を俄に昂揚せしむるに至り、業者等は從來の日和見的靜觀的態度を一蹴して自己の進むべき方向を嚴肅に自覺するに至つた。自然現状維持のための又は些細なる、あれこれの相談を以て當所を煩す如きことが少くなつた。大

觀的には相談減少の理由は斯く觀るべきであらうと思ふ。

右のことは戰時統制經濟の進行状態からも説明出来る。就中統制經濟の高度化、細密化は國民生活を次第に規則正しい枠内へ追込んで行くので、營業乃至生活の自由が著しく限定される。従つて相談の如き形式に依つて解決せんとする問題と件数が減少することになる。而して他面ウエイトの高い相談のみが最後に残つて來るやうになるのである。

三、今期相談の傾向

従つて件数の減少は相談の質の低下を意味しない。決戦體勢下の相談は個人にとつても國にとつても概して價値の高い相談であるが、之と共に相談内容の傾向を偏寄せしむることも今期相談の特徴と言へるであらう。

第二回報告書に於ては、配給關係及職業關係の相談が最も多く何れも總件数の一四%を占めてゐた。次いで統制法令關係の一%、商工業經營の八%と云ふ順位であつたが、右以外の各種目の相談は大差なく平均してゐた。相談種目の平均化的傾向は第二回よりは第一回は更に顯著であつた。然るに今期最も多いのは第二回同様配給品關係であつて

之が總件数の一五%を占めてゐるが、しかし之を別にすれば、商工業經營一〇%、企業合同關係八%、商工業組合關係三%、價格關係三%等、廣義の意味における企業經營の相談が著しく比率を高め、總件数の四七%を占めてゐる。爾餘の相談は甚だ少く、前回多かつた職業相談の如きも今回は極めて少い。相談が配給と經營に偏在して來たのである。

(一) 配給關係の相談

今期配給に關する相談を前回に比較すると、配給品の範圍が極限されて來た點を挙げなくてはならぬ。前期の配給に關する相談は、鐵、非鐵金屬、皮革、紙、ゴム、綿布、麻等業務用資材の外に、米、小麥粉、大豆、酒、砂糖、油等營業用資材としての食料品が過半數を占めてゐたのであるが、今回は化學工業用資材と金屬類とが最も相談比率高く、次いで食料品であるが、他の品目に關する相談は殆んどない。これは前回に比して統制が一段強化されたからである。即ち生産資材にあつては、配給の重點主義的強化によつて、大部分の民需用資材が入手不可能になつたことを語るものであり、自然之等の品目が相談の對象とならなくなつたのであるが、同時に又それだけ當所としても殘餘の品目に對する斡旋が困難になつて來たわけである。今期の相談にある化

學工業品、例へばベルト、ゴム長靴等は配給が系統化されて所屬組合よりの割當に俟つ以外に方法はなく、硬化油、脂肪酸、グリセリンの如きも用途に應じて重點配給されてゐるため民需用の割當は殆んど望みがない。尿素樹脂等も軍需以外に新規の割當は全く困難である。

又金屬品は既に回収を強化され現用品をも引揚げねばならぬ實情にあるため、その配給相談は用途の如何に拘はらず見込がない。例へば濕田乾燥用のコンクリートパイプ製造の如きは食糧増産の觀點からすれば取上げらるべき相談であるがその製造に要する機械設備としての鋼鐵板の配給は暫く見合せねばならない。又小釘類の需要は無限であるがその原料たる鐵線は最低必要量を確保する程度の割當に止まり、新規の申込は困難である。その他鉛の如きに至つては國內の自給率僅少にして然も超重點的に割當られる資材は如何にその用途が時局下緊要と認められても軍需以外の割當は斷念するほかはない。

次に食料品は業務用と家庭用とを問はず、配給機構と割當方法が完備し、割當量以外は入手出来ない。このことは業者が一般に了解して來たのでこの種の相談も亦今期減少し、相談比率の低下となつて現れたのである。要するに之等は統制經濟の高度細密化が齎した結果と言へるのであるが、經營に關する相談の多いことも亦これと同様の理由に基く。

(二) 經營關係の相談

統制經濟の高度細密化は、其の完成過程において廣範圍に亘る業者の整備統合を要求するが、其處に至るまでには客觀情勢の變化に伴ひ相當の紆餘曲節を免れない。企業整備は種々な段階を経て今日に至つてゐる。即ち初期は配給機構整備の觀點から整理統合が行はれ、次いで民需物資不足のために之が更に強化された。次いで又生産機構再編成のために一段の整備強化が要請されたが、大東亞戰爭後は重要軍需産業に勞力、資材を一元的に集中するために廣範圍の整備が要求された。而して最後の大整理は昭和十八年六月以後において現に行はれつゝあるのである。

本報告書の期間は、最後の大整理の直後に當る期間であるから前回に較べ國內狀勢の俄なる逼迫によつて、相當高度の行政處置が採られ、かたがた整備は著しく促進したのであるが、猶且つ政府の期待する程には進捗しなかつた。この期間残存してゐた者

は、種々の事情から整備困難なものであつて、商業者より工業者が多かつた。即ち今期商工業者八二名の内商業者三四名、工業者四八名であつたが、之等業者の相談を大別すると凡そ次の如きものとなる。

- (一) 企業整備の見透しと企業合同の方法についての相談
- (二) 在來の設備勞力をもつて新規事業へ轉換せんとする相談
- (三) 在來の經營組織を現段階に即應するものに變更せんとする相談
- (四) 國策向考案品の事業化に關する相談

右は概して再三の整理に生残つて來た業者であつて、業者自ら局面を打開せんとして來所したものである。この點は別表第二の職業別相談内譯を見るとほとゞ想像がつくが、更にこれを仔細に見れば

- (一) については既に纖維業を始めとし硝子、ゴム、鐵線加工業等夫々當局により整備要綱を提示され企業再編成は着々と進行しつゝあつたのであるが、なほ業態別の自主的整備に止まり各業種全般を通ずる整備計畫はなかつた。従つて當面減少せる資材を以て曲りなりにも營業を存續してゐる業者はその將來性について不安を覺え廢業すべき

か、存續すべきか、又存續するとせば經營方式を個人經營にすべきか合同すべきかについて考慮せざるを得ない。殊に營業免許制の實施されんとする過度期においてその傾向が強かつたといへる。

將來の見透しに關する相談としては味噌醸造業、液體調味料業、生鳥卸商、洋服商、ハシカチ製造業、ベルト製造業、毛織會社、輸出莫大小製造業があり、何れも個人經營若くは小資本の會社經營が壓倒的に多く、整備による打撃を蒙る層が那邊に存するかを端的に物語つてゐる。

又企業合同にしても既に第一次の統合を終へたものが情勢の變化により資材割當を更に減少せしめられ、第二第三次の整備を餘儀なくされるものを生じ、これが確固たる方針について當局の意向を知りたいといふ相談もあり、長期に亘る見透しの指示を要望する聲が高かつた。ゴム加工業等はその一例である。

(二) 將來の見透に關する相談は當然企業合同設備の轉換新規事業進出を豫想するものであり、従つてこれらを項目別に分類するのは妥當を欠く憾もあるが一應區別して設備の轉換、新規事業進出の相談を一瞥する。

元來當所の利用者は中小以下或は寧ろ零細業者と見做されるものが大部分を占めるためその設備もわづかに小馬力のモーター旋盤其他機械等を小數手持せるもの、みて、軍需品の下請に轉換すべき適格性を備へたものは極めて乏しい。且勞力も家内勞働を主とするものが多くこれらの有効利用は容易でないと考えられる。

新規事業進出についてはグライダー製作希望をはじめ、木毛、フェロメント、フルブラール等あるが何れも資材設備、技術、資金等に難點があり實現は困難の如くである。

(三) 在來の經營組織を現段階に即應するものに變更せんとするものは主として組合の改組、個人經營を有限會社に再編成せんとするもの等であるが主として手續届出等の技術的解決を要するものであり、之らはその斡旋に有効な指示を與へる事が出来る。例へば川魚商の組合結成、自動車部分品販賣業、メリヤス卸商、毛織業、冷蔵庫製造業、ゴムロープ製造業等の企業合同である。

又既に整備方針が決定し整備の途上にある業者の陳情もあるが、これらは關係官廳に斡旋したり或はその意向を聴取して傳達したりして略その目的を達せしめた。例へば煎餅業、製菓業に於ける轉業資金評價の方法、萬年筆チェーンストア配給機構の變更等である。

(四) 考案特許に關する相談は素人の思ひつき程度のもものが多く時局下積極的に取上げて企業化すべき價值あるものは尠く、現状維持の方便と考へられるものが多い。最後に統制法令に關しては大東亞戰爭勃發直後企業許可令が公布され届出、手續等に關する技術的な相談がかなりあつた。又資金調整法、戦時金融庫法に關聯する拂込徴收、増資の相談があつたが取上げて問題になるものは乏しい。大部分は條文の解釋に關する質疑に止まつてゐる。

以上經營に關する相談の斡旋も亦著しく困難であつたが、しかし積極的に政府の企業整備方針に答へんとする如き業者に對しては適當な指導を與へることが出來た。

(三) 職業關係の相談

職業に關する相談は今期著しく少くなつた。本報告書では「第三類 職業」に當るものがそれで、求人、求職、轉業、轉職に分類してあるが之を通計して今期は四〇件であつて、前回の七十二件に比較し半減してゐる。又この相談が上述し來れる相談に比較して低比率なのはこの種の問題が一應出盡したと觀るべきであらう。昭和十八年六月

以降の最後の大整理において相當數の轉失業者が出ることは今から豫想されるが、これは今後のことに屬する。既に整理を終つた業種、或は將來見込薄の企業に従事して來た店員、徒弟等は少青壯年層である限り産業戦士に、大陸移民に其他何等かの形で一應は轉業を終つてゐる。この期間残つた者は依然として轉業困難なる四十歳以上の店主である。今期間の求職、轉業、轉職、通計二七件に對する相談者の年齢を見ると次の如き内譯となつてゐる。

二〇——三〇歳	一名
三一——四〇歳	四名
四一——五〇歳	一三名
五一——六〇歳	七名
六一歳以上	二名

四一歳以上が壓倒的に多く全數の八〇%を占めてゐるが、このことは之等年齢層の處置が轉業對策中最困難であることを意味するものであるが、當所においても亦同様處置困難であつた。

(四) 其他の相談

この分類に屬するものは當所としては稍々低位に屬する相談と云へるのであるが、之に屬するものとしては農村關係の相談が最も多く三八件中一二件を占めてゐる。前回はこの相談は三件しかなかつたのであるから、今期は遙かに多くなつたわけである。しかしこれは單に件數が増加したと云ふだけで、當所の相談に現はれた戦時下所謂農村プロバ―の問題と考へられるものの中から、何等かの傾向を豫示すると爲すが如きものではないのである。たとへば副業の斡旋とか、主穀生産に直接關係ない農作物の栽培希望とか、未開墾地の拂下げ希望とか或は肥料の配給とか云つた案件である。尤もこの内肥料の相談はそれ自體甚だ深刻な問題であるが、これは今日農村全般に共通する問題であつて、茲では單に一例が取扱はれたと云ふに過ぎない。

今期移植民關係の相談が三件あつた。これは前回の一八件に較べて非常に少い。而して其の全部が南方共榮圈行を希望する商業者からの相談であるが、南方行はまだ制度としての道が開かれて居らず、特殊な技能を持つ者が特殊な方法で詮衡されてゐる實情であるから、業者として進出する方法がない。従つてかゝる業者の熱意に答へる方

法がないのである。この道が可成早く開かれんことを當所としても希望してやまない。以上の外この分類に属するものに人事相談と何れの種目にも入れられないいわゆる雑件としての相談が一八件あるが取立て、紹介する程のことはない。

この外今期の相談の中には個人でなく、諸會社からの相談が比較的多かつた。總數二〇三件の内三一件、即ち一五%が工業會社を主とする商事、出版、映畫會社からの相談であつた。しかしこの多くは統制法令に關する疑義の相談と、求人斡旋申込みであつて經營相談の如きは比較的少なかつた。

今期相談は以上略述せる如きもので、件數は少いのであるが、皇國が決戰體制と呼稱する肇國以來の一大戰時經濟組織の確立に向つて一途奮進する途上に生じた、業界の比較的小さい企業者の動向を、局部的にもせよ如實に示してゐると云ふ點において、本報はさゝやかなる資料なれど何等かの歴史的記録たるべきものであらうと思ふ。次に今期相談案件中多少共注目に値し、参考に供し得ると考へられるものは、其の個々につき實例を掲げ、相談内容、當所の處置、回答等を本篇當該記録中に略記しておいたから詳しくはそれを御覽願ひたい。

四、今期相談の統計

次に今期相談案件を統計によつて示すと次の如くである。

種類別相談數 (第一表)

自昭和十六年六月一日
至昭和十七年五月卅一日

種類別	件數	割合
第一類 配給關係		
(1) 化學工業品	九	
(2) 金屬品	七	
(3) 食料品	六	
(4) 燃料類	一	
(5) 纖維品	一	
(6) 農林水産品	一	
(7) 其他	五	
小計	三〇	一五%
第二類 經營關係		
(8) 商工經營	二一	
(9) 商工業組合	六	
(10) 企業合同	一七	
(11) 價格・規格	六	
(12) 金融	七	
(13) 貿易	三	
(14) 人事管理	二	
(15) 設備利用	四	
(16) 土地家屋	二	
小計	一五	

(17) 技術	一	
(18) 考案特許	五	
(19) 許可・申請	八	
(20) 統制法令	一三	
小計	九五	四七%
第三類 職業關係		
(21) 求人	一三	
(22) 求職	一六	
(23) 轉業	五	

職業別相談内譯 (第二表)

自昭和十六年六月一日
至昭和十七年五月卅一日

(24) 轉職	一六	
小計	四〇	二〇%
第四類 其他の相談		
(25) 農村關係	一二	
(26) 移民	三	
(27) 人事相談	五	
(28) 雜	一八	
小計	三八	一八%
合計	二〇三	一〇〇%

個人企業		
業種		
工業		
相談件數		
割合		
釘製造業	二	
製鍛業	一	

造船業	一	
ロープ製造業	一	
機械製作業	一	
ゲージ製作業	一	
ベルト製造業	二	
自動車部分品製造業	一	

チャック製造業	一	
ゴム加工業	一	
ヘット加工業	一	
輸出品製造業	一	
印刷業	一	
製靴業	一	
冷蔵庫製造業	一	
玩具製造業	一	
ボタン製造業	一	
折箱製造業	一	
染色業	一	
リボン加工業	一	
ワイシャツ製造業	一	
ハンカチーフ製造業	一	
調味料製造業	一	
味噌醬油製造業	二	
ゴム製造業	三	

造船業	一	
ロープ製造業	一	
金屬精鍊業	一	
バルブ製造業	一	
油脂加工業	一	
鍍金業	一	
鑛山業	三	
選鑛劑製造業	一	
ニス引加工業	一	
洗劑製造業	一	
廢油再製業	一	
油紙製造業	一	
製絲業	一	
製藥業	三	
防臭劑製造業	一	
小計	四八	二四%
商業	一七	

個人營業

自動車部品販賣業	一
木材販賣業	一
建築用品販賣業	一
皮革販賣業	一
貴金屬商	一
吳服商	一
洋服商	四
ネクタイ商	一
メリヤス商	一
履物商	二
荒物商	一
雜貨商	二
米穀商	一
青果物商	一
佃煮製造販賣業	一
菓子製造販賣業	五

飲食店	一
出版業	一
鉛卸商	一
輸出商	三
機械ブローカー	一
土地家屋仲介業	一
貸家業	一
小計	三四
農業	二
農 業	一
栽培業	一
農業兼漁業	一
小計	四
製造會社	二四
商事會社	二
出版會社	二
業	一七%
社	二%

映畫會社
其他ノ會社

小計	三一	一五%
團體	二	
工業組合	三	
商業組合	三	
農業組合	三	
輸出組合	一	
翼贊會支部	一	
町會	二	
生活改善團體	一	
小計	一四	六%
研究所其他	一	
毛織物研究所	一	
化學燃料研究所	一	
榮養食配給所	一	
家庭工作研究所	一	

小計	四	二%
個人	六	
學者及教育家	一	
學校經營者	一	
官吏	一	
會社員	一四	
醫師	一	
齒科醫師	一	
計理士	一	
電氣技術者	一	
商店員	三	
鐵道職員	一	
造園家	一	
發明家	一	
職人	三	
勞務者	二	
學生	二	
學	一九	

職業不明
無職

一八
一一

小計
合計

二〇
六八
二〇三

三四%
一〇〇%

相談者年齢別内譯 (第三表)

年齢	人員	割合
二〇歳以下	四人	三%
二一—三〇歳	二三人	一七%
三一—四〇歳	四四人	三二%
計	一三八人	一〇〇%
四一—五〇歳	四〇人	二九%
五一—六〇歳	一七人	一二%
六一歳以上	一〇人	七%

備考 本表は今期相談二〇三件中相談者の年齢判明せる一三八名に付て調査せるものである。

道府縣別相談件数内譯 (第四表)

道府縣別	件数
北海道	一
青森	二
秋田	三
福島	二
群馬	一
埼玉	四
千葉	二

自昭和十六年六月一日
至昭和十七年五月卅一日

東京 神奈川 新潟 長野 静岡 愛知 三重 京都 大阪 兵庫

一三三
一〇
一
一
四
四
一
五
二
五

岡山 広島 鳥取 福岡 長崎 大分 熊本 朝鮮 不明

四
一
一
三
一
一
六
四
二〇三

相談案件内譯

第一類 配 給

(一) 化學工業品

業 種	内 容	受付番號	受付年月日
一、製 鍛 業	ベルト購入	九九四	一六・六・三〇
二、織布糊製造業	硬化油増配	一、〇〇四	一六・七・一六
三、會 社 員	尿素樹脂配給	一、〇一三	一六・七・二一

〔相談要旨〕 配給Ⅱ化學工業品一、〇一三

合成樹脂を原料とする卸の高能率製造機械を考案し特許を得たが、原料たる合成樹脂を容易に入手しない。よつてその配給に就いて斡旋を依頼せるものである。當所で調べた結果、合成樹脂の需給關係は生産の僅少なるため軍需乃至輸出用として重點的に配給され、民需としては殆んど割當のない現狀である。ただ従来フォルマリンの割當を受けてゐる業者のみがそれとリンクして合成樹脂を入手し得るのであり、新規の割當は困難である。

四、紙加工業 ハトロン紙二硫化炭素苛性曹達を以て油紙代用品

生産のため配給陳情 一、〇五〇 一六・八・二九

〔相談要旨〕 配給Ⅱ化学工業品一、〇五〇〕

ハトロン紙に、苛性曹達二硫化炭素硫酸を用ひて藥品處理をなし油紙代用品生産を企業化せんとするもの

〔回答要旨〕

1、ハトロン紙の需給状態につき商工省纖維局人造纖維課の意見

ハトロン紙の生産は相當量あるが輸送關係で移入が充分でない。現在業種別に夫々實績に應じて配給してゐるので、新規の需要に應ずるのは種々の理由から困難である。

2、厚生省衛生局資材課の意見

醫療用としての油紙の確保については既に日本紙の加工により手當を構じてゐるので差當つて代用品を必要としない。

3、陸軍需品廠の意見

本年度分については既に手當を終つてゐるので明年度分については改めて考慮しやう。

五、ニス引加工業 洋松脂増配 一、〇八一 一六・一〇・二

六、賣藥製造業	グリセリン配給	一、〇八七	一六・一〇・八
七、紡織用ヘット製造業	石鹼用脂肪酸配給	一、一三〇	一六・一一・一九
八、魚市場従業員	ゴム長靴配給	一、一四三	一六・一二・一八

(二) 金屬品

業種	内容	受付番號	受付年月日
一、帝大教授	學術研究用銅	九八一	一六・六・一三
二、帝大工學部教授	學術研究用酸化鉛粒狀鉛	九九五	一六・七・一
三、萬年筆製造業	銹鋼配給杜絶の理由	一、〇四七	一六・八・二九
四、コンクリートパイプ製造業	鋼鐵板	一、一二七	一六・一一・一八

〔相談要旨〕 配給Ⅱ金屬品一、一二七〕

濕田乾燥を目的として農林省は暗渠排水用管の埋設を奨励してゐるが、相談者は同管をコンクリートにて製作し、且土管よりも安價に且大量に供給せんがため、製産装置用として鋼鐵板七〇〇噸の配給割當を希望す。

〔處置〕

陳情書を農林省へ斡旋す。

五、金物商
六、小釘製造業

金物類の増配
鐵線

一、一三一 一六・一一・二〇
一、一三八 一六・一二・五

二八

〔相談要旨 配給Ⅱ金屬品一、一三八〕

現在針金を加工して鍍を製造してゐるが、新たに特殊釘（平頭、山頭……建築製靴用）製造に進出するため機械を購入した。それで所用資材たる鐵線（十七番、十八番、十九番、二〇番線）の配給を得るため組合加入を申込んだが拒否された。他に入手方法なきや。

〔處置〕

原料たる鐵の民需用割當は大巾の削減を受けており、相談者の希望する針金の配給は見込なしといはねばならぬ。殊に商工省においても原料たる針金の不足から當該加工業の整備に乗り出し、既に針金加工業整備要綱を業者に提示して着々具體化を圖つてゐる際であるから、新規に設備を整へたのは無謀といはねばならぬ。なほ針金の需給實情については商工省、日線工聯にて詳細を知るべきであらう。

七、鉛鍍金業

鉛

一、一七三 一七・四・一〇

〔相談要旨 配給Ⅱ金屬品一、一七三〕

相談者は鉛鍍金工場を經營し、鐵板、鐵線、鐵鋼に鉛鍍金加工をなしアース板代用品、自動車ラヂエーター枠を製作してゐる。今回軍よりラヂエーター枠の試作命令を受けたが原料たる鉛の入手不能のため製造出来ない。よつて月平均百貫乃至三百貫の配給斡旋を依頼したい。

〔處置〕

鉛の需給狀況に關し商工省並びに日本鉛亞鉛アンチモニー配給統制組合に照會した結果、左の如き回答に接し相談者に到達した。

元來鉛は事變前自給率三割位であつたが昨年の資産凍結以來輸入杜絶し、従つてその配給も超重點主義により行なはれる事となつた。そのため軍需を除いては生産擴充用、官需用すら極度に壓縮されてゐる。例へば東部鉛鍍金組合に對しては組合員百數十名に上るに拘はらず、月平均百斤見當に過ぎず一業者一斤足らずで殆んど問題とするに足りぬ量である。

アース板代用品の必要性については當局も充分認めており乍ら可能供給量と睨み合せて極めて少量が配給されるに過ぎない。

又自動車部品に就ては軍用品はニッサン、トヨタ、日本自動車部分品工業組合聯合會に對して割當があるが、組合員外に對しては新規の割當は全然見込がない。

それで相談者の場合はアース板代用品或はラヂエーター枠など夫々發註者が所屬組合より配給を受

二九

け、然る後下請として鉛を配給して貰ふより以外に方法はなからうと思ふ。

(三) 食料品

- 一、パン製造業 小麥粉配給方針の疑義 一、〇五三 一六・九・一
- 二、菓子パン業 ジヤムの適正配給 一、〇五四 一六・九・一
- 三、青果問屋 青果移入統制の見透 一、〇七二 一六・九・一六
- 四、町會役員 副食物配給方法改善 一、〇七七 一六・一〇・一
- 五、町會長 右同 一、〇七八 一六・一〇・一
- 六、帝大教授 學術研究用小麥粉 一、一六九 一七・三・一〇

(四) 燃料

一、石灰工業組合

石炭増配

一、〇三二 一六・八・一三

〔相談要旨 配給燃料一、〇三二〕

相談者の組合の生産する石灰は年貳萬五千噸に達し、その九九％は肥料用、残り一％は農薬用として縣内需要に充當して來た。

石灰工業の主要資材たる石炭は隣縣産の無煙炭を利用し小型機帆船にて輸送してゐた。

然るに石炭配給機構の變更と共に右無煙炭の配給は三分の二以下に減少せしめられ、殘餘は遠距離より船積によらざるを得ず、運賃負擔は巨額に上り、企業の存續を危ぶまれるに至つた。よつて右實情を當局に陳情の上、従前の所用石炭を確保したいといふのである。

2、右の事情につき日炭側の意見を求めたるに左の如き回答を得た。

イ、石炭は日本石炭株式會社に於て一手買入をなし、之を商工省の指定に従ひ需要者に割當をなす

ロ、燃料局に於ては産業別に數量を割當てる

ハ、三重縣は昭和十六年度は五十萬噸にして、縣内各需要者に對する割當は中部統制組合（販賣業者を以て組織）にて行ふ。

ニ、割當には大口、小口の別及配給先の指定あるものとなきものとの別あり、三重縣石灰工業組合は指定なきものに屬す、従つて事實上の割當をなす山下鑛業の自由裁量により増減されるものと考へられる。

3、よつてこの問題の解決には中部統制組合、日炭名古屋支店、三重縣（縣内における石炭の割當は地方長官の權限により訂正されうる）及商工省の協力が必要であり、夫々關係方面の了解を得

て置くべきである。

(五) 織 維

一、布製玩具製造業

人絹布地

一、一五三 一七・一・一五

(六) 農林水産品

一、戸レール製造業

オノオレカンバ

一、一六二 一七・二・七

(七) 雑

一、無 職

滑空機製作希望

九九九 一六・七・五

〔回答要旨〕

滑空機製作の條件

- 一、敷地 最低千坪（組立工場、木工場、金具工場、塗装工場）
- 一、資本 本邦グライダー會社は最低二十萬圓、平均五十萬圓位
- 一、機械設備 機械鉋、機械鋸、吹付機、ミシン鋸、大道具等

一、勞務者 二十名位の設備で初級用月産六台

一、資材 1 スケルース（米楡）農林省の許可を要す

2 ベニヤ板 日本プライウッド會社、新田ベニヤ會社の自由販賣品なるも入手容易ならず

一、カゼイン 材料が輸入なるため、自由販賣品なるも入手困難

一、塗料 和製品にして自由販賣品

一、ラツカー、ドーブ、ニス等入手難

一、検査 部品完成の上航空試験所の検査あり、組立後も同所の検査を受く
試験飛行も同所により行なはれ、航究局の耐航証明を要す

二、帝大工學部教授

學術用澱粉

一、〇五六 一六・九・四

三、無 職

煉瓦製造機械

一、一二二 一六・一・一三

四、映畫製作並映寫業

映畫事業統制の將來

一、一二九 一六・一・一九

〔相談要旨 配給Ⅱ雜一、一二九〕

相談者は昭和十四年に、資本金五十萬圓を以て設立された映画會社で、事業内容は巡廻映寫を主とし併せて映画製作、映画業をも營んでゐる。

最近フィルム材料の配給減に伴ひ映寫界は統制を受けるに至つたが、當社は殆んど製作不能に陥り目下は映寫機の修理に轉じて急場を凌いでゐる。巡廻映寫は從來地方に二十ヶ所の出張所を設け地方官廳、公共團體等と提携し出張映寫を行つて來たのであるが、統制の加はると共に、厚生省の指示により、大日本映画協會の下部機構として映画班を組織し、又最近は別に移動映寫協會を設立して善後策を講じてゐる。

それで映寫機の修理も資材關係で將來性に乏しく、又映画統制も更に一段と強化される事と思ふがその見透しについて聞きたい。

〔處置〕

映寫機修理資材については東京府資材統制課に赴くべきをすゝむ。

なほ映画配給の問題は統制強化は必至であるから速に同業者間の企業合同の促進をはかるべき事とし、更に事業自體の推移については情報局第五部二課について事情を聴取すべきを適當とみとめ、紹介した。

五、タドン製造業

煉瓦

一、一五九 一七・二・二

第二類 經營

(一) 商工經營

業種	内容	受付番號	受付年月日
一、無職	紙屑回收業開始希望	九七六	一六・六・二
二、棒炭組合	素灰工場經營に關する有限會社設立方法	一、〇〇一	一六・七・七
三、萬年筆製造業	萬年筆配給機構の將來	一、〇四九	一六・八・二九
四、無職	松根樹脂採取業希望	一、〇五二	一六・八・三〇

〔相談要旨〕 經營Ⅱ商工經營一、〇五二

- 一、樹脂採取を目的として松根の利用價值ありや
- 二、現在專業又は副業として松根油採取業は存在するや
- 三、樹脂採取業の現状及將來の見透し
- 四、價格及び統制の實情

五、適當なる參考書

〔回答要旨〕

農林省山林局に照會せる結果大要左の如き回答に接した。

一、松根を乾溜して得られる松根油はテレビン油製造の原料であつて艦船塗料、精密機械用として時局下軍需品として缺くべからざる資材である。從來アメリカより多量に輸入してゐたが、これが杜絶せるため國內の増産が要請されてゐる。

二、松根油の生産は兵庫、山口、鳥取、香川等相當廣範圍に行なはれ、殊に事變以來甚だ盛になつて來た。

三、樹脂界の將來については、現在の國際情勢からすれば、輸入は當分見込なく、然も需要は増加の一路を辿つており、従つてこゝ二、三年の間に不振に陥る惧は先づない。

四、価格は生産品の質によつて多少の相違はあるが、一斗につき六圓八十錢見當である。又乾溜によつて得られる松根タール、木炭等の副産物についても、各縣によつて夫々公定價格が決められてゐる。

五、松根油の參考書としては昭和十四年七月高知營林局發行林業普及叢書第六編「山村工業として有利な松根油の製造」といふパンフレットがある。

五、輸出メリヤス製造業

輸出布帛製造業整備の見透し

一、〇六〇 一六・九・九

〔相談要旨 經營Ⅱ商工經營一、〇六〇〕

左の如き輸出布帛製品製造業整備統合私案を作成したが、これに對する當局の意見を知りたい。

輸出布帛製品製造業者整備統合案

一、大阪特殊裁縫加工有限會社

テーブルクロス、ハンカチーフ、ピローケース、クッションカバー、シヨール、マフラー、洋傘、其他室内裝飾品に加工する刺繡、ビコ縫、ヘム縫、千鳥縫其の他の飾縫一切の工業設備及縫製技術の保存を目的として本會社を設立し、受託加工業者は工業設備を出資し技術を提供し、加工問屋は不動産及運轉資金を出資するものとす。

本會社を保護する爲特殊裁縫加工の海外註文品は乙號會社より優先的に本會社に加工せしむ。

二、大阪バラシユート工業有限會社

薄地織物加工用裁縫機の工業設備を利用する目的を以て本會社を設立し、受託加工業者は工業設備を出資し、加工問屋は不動産及運轉資金を出資す。

三、大阪軍需縫製加工有限會社

厚地織物加工用裁縫機の工業設備を利用する目的を以て本會社を設立し、受託加工業者は工業設備を出資し、加工問屋は連轉資金及不動産を出資す。

四、〇〇布帛製品製造有限會社

前記三會社に統合せざる業者は受託加工業と加工問屋の現物出資により本會社を設立す。本會社は裁縫機五十台以上を一工場に設置し資本金拾萬圓以上とす

以上の諸會社設立により專業者約三百名の内其の半數約百五十名の業者と此の裁縫機一、八〇〇台乃至二〇〇〇台の工業設備並に技術を輸出復活の時期に至る迄保存し且軍需品及民需品の生産に活用しうるものなり。

〔處置〕

右相談に關し商工省の見解を求めたる處左の如き回答に接した。

この案は目下商工省で立案中の輸物、内地物を一貫せる布帛業界整備統合が完了せる後の問題に對するものである。又この問題の重點は特殊ミシンの保存にあるのであつて、物價局にも關係を持つ事であるし、前述の輸出内地一括統合が整備された後に考慮しやう。

六、莫大小卸商

纖維業に於ける卸商の將來性

一、〇六五 一六・九・一〇

〔相談要旨〕 經營Ⅱ商工經營一、〇六五〕

纖維業に於ける卸商の將來性如何。

〔回答要旨〕

- 一、尾西、兩毛地方に於ては小企業（機織屋）の企業合同が叫ばれ、既に尾西地方では相當進捗してゐる。之は棉花の輸入禁止、スフ、人絹等人造纖維の壓縮により當然起るべき事態である。
- 二、右の事情により將來は卸商も壓縮されざるを得ないが、纖維業中贅澤品に屬する業種から整理さるべきで、メリヤス、布帛製品等生活必需品はその後に壓縮される。
- 三、更生金庫に於ても自動車業の整理に急であつて、纖維關係卸商の整理に於ける評價方法は考へてゐない。
- 四、以上の理由から、メリヤス卸商が急速に壓縮されるとは考へないが、戦時下の心構としては店員を減じて軍需方面に振向け、配給機構整備（低物價即應のため）に協力しなければならぬ。

七、傷痍軍人洋裁教師

商工業許可制と傷痍軍人洋裁修業者との關係

一、〇七五 一六・九・二六

八、無職

木毛製造業開始希望

一、〇八〇 一六・一〇・一

〔相談要旨〕 經營Ⅱ商工經營一、〇八〇〕

一、當地（秋田縣）は松杉の主産地にして製材を縣外に移出してゐるが松杉を原料として木毛製作可能なりや。

二、右可能なりとすれば製産方法、設備、販賣先、價格、用途につき教示ありたし。

〔回答要旨〕

一、原料 専ら松材を使用す、主として赤松であるが、一部黒松を使用するものあり。

二、生産方法及設備 松材（四、五十年生最も良し）を丸鋸にて適當の大きさに切り、削機にかけ、出來上つたものを天日乾燥する。快晴なれば半日で済む。設備はモーター、丸鋸、木毛削機の三つであるが、削機の入手は困難の模様であるが、中古品ならば日本橋木毛問屋に照會すれば斡施して呉れる筈である。

モーターは木毛削機一台につき三馬力、生産能力一日四五十貫見當、勞務者二名を必要とする。土地建物は乾燥場四十坪、倉庫は十坪位あればよろしい。

三、乾燥せる木毛を壓搾して七貫詰として包装、全國木毛關東移出組合へ賣渡す。價格は四級に分れ生産者賣渡價格七貫詰一級品四圓四十錢、二級四圓、三級三圓八十錢、四級三圓六拾錢。

四、用途 軍需向としては主として砲彈、精密機械包装用、其他防火壁充填、船舶修繕用、陶器、鹽詰包装用等にも利用せられる。

備考

イ、木毛の現行價格が著しく有利なるため、時局下の重要資材たる坑木、バルブ材等を流用して木毛製造に振向ける悪徳業者があり、當局としては本業擴張、新設を喜ばない風に見受けられる。勿論、當局に於ては現在のところ、木毛製造業を統制し、或は抑制乃至禁止するか否かについて具體的方針が決つてゐるわけではない。たゞ横流れに陥り易い良質の松材或は一定規格以上の大きさを持つものについては重點方面に振向け、木毛用としては小木若くは廢材を利用せしめたい意向の如くである。

ロ、更に氣候的條件について言へば本業の所在は大體關東地方以南に限られており東北地方には存しない。これは乾燥を必要とするため、降雨、降雪降霜の多い地方では採算的に成立しない爲であらうと考へられる。

九、ハンカチ製造業

纖維業整備と本業との關係

一、〇八二 一六・一〇・三

一〇、機械製造業

中小工業整備と下請の關係

一、〇八六 一六・一〇・七

一一、万年筆製造業

營業免許制實施の見透と万年筆の配給機構

一、〇九五 一六・一〇・一五

〔相談要旨 經營Ⅱ商工經營一、〇九五〕

- 1 營業免許制施行されたる場合、卸し小賣の專屬販賣機構（例へばチェーンストア）は如何に統合されるや
- 2 万年筆製造業は合併又は統合されるや
- 3 現在万年筆製造會社は數社あるが、將來高級品、大衆品と分業的に専門化せしめるや
- 4 画鋏製造の將來性如何

〔回答要旨〕

商工省當局に照會せる結果にもとづき左の如く回答した。

一について

必需品配給機構は原則として食料、衣料、雜貨及其他商品の四部門に分けて逐次整理を進捗せしめる方針である。万年筆は雜貨の中に取り入れられるが、現在の專屬販賣組織を特別扱にする譯ではなく、雜貨配給機構整備の方針に即して、卸小賣機構も統制を受ける。

營業免許制施行については現在のところ當局より正式の言明はないが、大體右に述べた方針に沿

つて處理される如くである。従つて專屬小賣商のうち、甲は残り、乙は整理されるといふことも考へられる。

二について

万年筆製造資材たる合成樹脂或はセルロイドの供給が逼迫すると共に、該業の整備は必至であるが、現在のところ、商工省に於ては万年筆製造業の具體的整備方針を樹ててはゐない。従つて小企業者を淘汰するとか、大企業者に合併せしめるとか、などといふ具體的統合案は決つてゐない。現在セルロイド加工業者に對しては資材の逼迫から業者又は組合に懇願して夫々自主的整備を促がしてゐる程度である。

万年筆製造業の整備についても、當局が一方的な統合案を強制するのではなく、同業組合又は業者の協力を得て自主的整備案を中心にして進められると考へる。

三、万年筆製造業者を区分して、甲には高級品を、乙には大衆品を夫々専門に製作せしめるといふ案は當局に於て全然考慮してゐない。かゝる末梢的な點迄考慮を廻らす餘裕はない。

四、當局に於ては画鋏を必需品として認め、當該事業を抑制する考はない。従つて資材も引續き配給される。

然し資材たる鐵線については現在のところ配給機構が完備しておらず、實績により配給されてゐ

る現状であるから所要量については地方配給協議會と篤と相談の上、実績として確保する事が肝要である。

- 一二、ゴムベルト製造業 ゴム加工業整備の見透し 一、〇九九 一六・一〇・二二
- 一三、商事會社 松脂採取業の採算 一、一〇八 一六・一〇・三一
- 一四、呉服問屋 廣巾銘仙の査定 一、一二二 一六・一一・六

〔相談要旨〕 經營Ⅱ商工經營一、一一二

本年七月に開催の絹製品價格形成専門委員會に提出する參考資料として廣巾銘仙を提出するやう組合よりの通牒があつたので、二點を見本として提出した。然るに九月以降組合の査定は前記見本二點以外は廣巾銘仙の査定をしなくなつたので業者は廣巾を小巾に截つて査定を受けてゐる實情である。それでは折角の廣巾銘仙の生命を殺す事になる。即ち大巾なら切賣が可能であり必要量だけ賣れば消費者側も便宜であるが小巾なら一反賣となり、且婦人子供洋服地として仕立が困難となる。査定について組合側が右の處置を取るに至つたのは、當局が廣巾銘仙の製造を禁止せんとする方針に基づくものであるか、乃至は廣巾銘仙は婦人服地として取扱ひその規格を適用するためであるのか、當局の意向を承はりたい。

〔回答要旨〕

廣巾銘仙は着物といふ觀念でなく、洋服地の規格に入れて目下公定價格を査定中であるが、近々決定されるだらう。よつてそれ迄は半巾にして組合の査定を受けるより他致方ない。

一五、洋服業

洋服業の將來

- 一、一一八 一六・一一・一〇

〔相談要旨〕 經營Ⅱ商工經營一、一一八

- 一、洋服業者の將來の見透し。
- 二、小賣販賣機構の變更——個人營業か企業合同か。
- 註文服及既製洋服兼業者取扱方針
- 三、企業合同の方法についての見解
- 四、營業免許制と洋服業との關係、資格條件

〔回答要旨〕

一について

結論から先に言へば洋服業の整備統合は、服地及び勢力の觀點から不可避である。服地の生産に關しては、毛織地は既に中止されており、現在では絹、スフ、人絹其他等に限られてゐるが、それすら生産量の増加は望めない。十五年度は十三年度に比し半減の状態であつたが、本年度は更に大巾の生産減が見込まれてゐる。

従つて業者當面の問題としては從來のストックを利用する事により食延しが可能であるが、これも一時的のものに過ぎない事を覺悟せねばならぬ。

又勞力の點から見ても、雇入制限令のため新規の徒弟職人を得る事は漸やく困難を加へ、現在の従業員も應召、徴用などにより逐次減少しつゝある状態である。

商工省に於ては繊維業再編成の一部門として洋服業整備の問題を取上げてゐるが、今迄のところ具體的な整備要綱を業者側に提示してゐない。

又全服聯に於てもこの問題に關し各府縣聯合會に對しては一般的整備方針を提示してゐない。これは洋服業の業態が複雑多岐に亘るため、全國的畫一的な方針を指示するを困難と認めたからである。それで地方事情に即して各府縣毎に整備方針を立案せしめ、夫々慎重に對策を講ぜしめてゐる。例を東京府に取つて見るならば、東京府洋服商業組合聯合會は洋服業の再編成に關し時局對策委員會を設け、官吏、學者、計理士、單位組合理事長、業者及び府聯役員、其他斯界の專家を委員とし、種々對策を考究中であるが未だ具體的な結論を得る運びに至つてゐない。

二について

右に述べた如く洋服業の再編は必至とされながら、具體的に如何なる措置が講ぜられるか判然しないために、この問題について明確な回答は出來ない。小賣店の販賣機構とか、兼業者を如何に取扱

ふかは、大都市の業者と小都市の業者では夫々業態を異にするため、一樣に處理するわけに行かないと考へられる。従つて東京の如き大都市では企業合同せしめるが地方では個人經營を認めるやうな事もあり得ると思ふ、要はその地方事情なり業態なりを如何に斟酌するか問題であらう。

三について

企業合同の方法について商工省が具體的に些細な點まで干渉する事は考へられない。これはむしろ業者の自主的整備方針に俟つのが妥當と思はれる。

洋服商と云つても、數十人の職人徒弟を擁して會社組織で大規模に經營してゐるものもあり、デパートの如く專屬下請を主とする業態もあり、個人企業もあり、又マシン一台持つて店舗も構へず、徒弟も使用しないで修繕、裏返しを主とする洋服屋もある。これらを如何に合理的に企業合同せしむればよいか、機械的名目的に單なる合同が所期の目的を達成し得るものでない以上、官民共に慎重を期さねばならぬ點である。

- 企業合同について東京府聯の企圖する整備方針を例にとつて説明すれば大體左の如くである。
- (一) 先づ業者を選別して存續せしめるものと然らざるものと區別する。
 - (二) 存續するものについては企業合同せしめ
 - (三) 然らざるものは轉廢業せしめる。

企業合同は使用服地を基準に行ふがその具體的な數字は未定。企業合同の方法は一應次の如き三案が考へられる。

- (一) 大規模業者を合同して小業者を下請せしめる案
 - (二) 中規模業者が合同する案 (この模範的な實例は澁谷で九業者が合同して設立した有限會社があり、經營も順調に運んでゐる由)
 - (三) 小規模並びに零細業者を合同せしめる案 (これは服地配給量の關係から期待薄)
- 右は東京を例にして述べたのであるからこれがそのまま地方にも適用されるとは考へられぬが、幾分參考とはなり得る。

四について

營業免許制については商業組合中央會、大政翼賛會、日本商工會議所其他民間諸團體から即時施行方建議されてゐるが、商工省では未だ何ら指示がない。これは商權擁護の問題と關聯するので、當局に於て慎重を期してゐる事と思はれる。然し乍ら早晚實施の運びに至る事は確實である。その内容については民間の建議せるものを基準とするか、或は單に參考に止めて當局独自の案を中心にして施行されるのか、その邊の事情は詳にするを得ない。従つて洋服業の企業合同と免許制が如何に關聯するものか今の處明確な返答は致し兼ねる。

一六、桐下駄製造業

工業組合設立

一、一二二 一六・一一・一三

〔相談要旨 經營Ⅱ商工經營一、一二二〕

- (一) 桐下駄は桐の原産地に於て原型にくりぬき消費地の加工業者に販賣される。消費地の加工業者(桐下駄製造業者と稱す)は更に之を加工仕上げして下駄商に卸すのであるが、關東關西に於ては加工程度を若干異にする。關東では原産地に於て五分程度加工したものを買受け残り五分を、關西では原産地に於て三分程度加工せるものを買受け、残り七分を加工仕上るのである。従つて東京、大阪の桐下駄製造業は夫々業態を異にし前者に於ては問屋が下請業者をして加工せしめるに對し後者は夫々獨立の業者が加工してゐる。相談者は大阪の桐下駄製造卸業者であるが、相談者以外に卸専門の業者があつて、これらは四國、岐阜方面の加工業者より仕入れ、小賣商に卸してゐる。

- (二) 相談者は次の諸點について當局に陳情したき意向につき斡旋して貰ひたいと云ふのである。

イ、價格 桐下駄の公定價格は東京方面の生産事情を基準にして定められ、從來は卸、小賣の二本建であつた。然るに大阪側の陳情により製造、卸、小賣の二本建に訂正されたが、製造卸が機械的に二分されたのみで製造業者のマーヂンは不當に僅少である。よつてこれを再検討して欲しい。

ロ、眠り口錢 關西地方における卸専門の業者は實際に配給機能を擔當してゐるのではなく、唯公定價格によるマーヂンを眠り口錢として取得してゐるに過ぎない。現品の引渡は驛渡しとなつており製造業者が直接引取つてゐる實狀である。よつてこれを是正し製造業者の組合と生産地製造業者組合との直接取引にすれば配給は圓滑となり價格も低減されると考へる。この點考慮を煩はしたい。

ハ、規格 從來八寸なりしものが公定價格の設定により七寸九分となり、更に最近産地製造業者は七寸八分に更改されん事を陳情してゐる。これは國民體位の向上せる今日の實情に反するものであるから、從來の規格を復活すべきものと考へる。

(三) なほ右の陳情に關し、相談者は全國の同業者を糾合して工業組合を結成したいが、具體的手續其他必要事項につき指導して貰ひたい。

〔處置〕

桐下駄製造業は業態が複雑であり、且雜下駄との兼業者も多く、これら各種の加工業者を包括して桐下駄製造のみの全國的な工業組合聯合會を結成するのは容易でないと考へられる。然し加工内容の類似せる同業者を集めて結成するのはさして困難であるまいから、一應農林當局の意向を確かめた上で考慮すべき旨指示した。なほ價格規格については商工省物價局を、組合結成の手續について

は工業組合中央會を夫々紹介した。

- | | | | |
|----------|-----------|-------|----------|
| 一七、歸還軍人 | 撚絲業再開 | 一、一二三 | 一六・一一・一八 |
| 一八、化學工業所 | 代用洗油の普及 | 一、一五四 | 一七・一一・一五 |
| 一九、製絲業 | フェロメント製造法 | 一、一五五 | 一七・一一・一五 |

〔相談要旨 經營Ⅱ商工一、一五五〕

フェロメント（砂鐵をセメントで高壓の下にて凝固せしめたるもの、鐵代用品として使用）製造業の將來性如何。

〔回答要旨〕

フェロメント製造業については遠い將來の事は明言の限りでないが、目先の問題としては面白い事業と考へられる。紡績用重錘の代用品として現在日本フェロメント株式會社が生産してゐるが現在の重錘を全部回収するとすれば當社の生産能力では到底間に合はない。又窓枠用、漁網用沈子としても利用方法が考慮され、その量も少くない。

本事業に對するセメントの配給は回收物費用として保留されたものが割當られる。

なほフェロメントの製法は特許になつてゐるので新事業企劃に際しては特許權者の諒解を必要とするであらう。

- 二〇、液體調味料製造業 業界の見透し 一、一五八 一七・ 一・二九
- 二一、洋裁業 徴用による経営の轉換 一、一六三 一七・ 二・二三

(二) 組 合

- 一、油脂加工業 紡績聯合會用度品共同購入組合加入希望 九七八 一六・ 六・ 六
- 二、生鳥仲買商 本業の將來 九九二 一六・ 六・ 二六

〔相談要旨〕 經營Ⅱ組合九九二

相談者は愛知縣生鳥問屋であるが、昭和十六年一月縣下同業者三十七名を以て生鳥移出商業組合を結成した。同組合の事業は縣内消費を除いた殘餘を東京、大阪、京都等の消費地へ出荷するもので一ヶ月取扱高五千籠（一籠十五羽）三十萬圓に上つてゐる。然るに最近縣當局で生産者團體（縣養鶏組合聯合會）に移出業務を取扱はしめんとする意向の如くであるが、かくては相談者の結成する商業組合は業務を奪はれ消滅せざるを得ない。元來生鳥移出業務は生産者の如き配給事情に疎いもの能くなし得るところでなく、相談者の如き知識経験を必要とする。よつてこの旨農林省へ取次方斡旋を乞ふ。

〔回答要旨〕

農林省食品局の意向は

養鶏農家の保護を加へるのは昨今飼料其他の關係で鶏卵の出廻が減じたためである。従つて養鶏及び食鳥の決定は生産者へ、移出業務は商業組合へと夫々職域を守らせやうとするのであつて、必ずしも商業組合を消滅せしめるといふ考を持つてゐるわけではない。この點は縣當局へも通達してゐる筈である。

右の旨相談者に回答した。

- 三、米穀商 商業組合設立 九九六 一六・ 七・ 一
- 四、鋳製造業 組合持株の負擔輕減 一、〇三三 一六・ 八・ 一八
- 五、會社員 組合加入斡旋依頼 一、一三二 一六・ 一・ 二五
- 六、防臭劑製造業 組合加入の可否 一、一三三 一六・ 一・ 二九

(三) 企業合同

- 一、卸卸商 同業者と共に有限會社設立 九八九 一六・ 六・ 二三
- 二、ベルト製造業 企業合同後の見透し 一、〇〇七 一六・ 七・ 一七

〔相談要旨〕 経営—企業合同一、〇〇七

ベルト製造業者は全国で約千三百名あるが、今回商工省の指示により之を三百單位に合同せしめられる事になった。東京には大小二個の工業組合があり、相談者の屬するものは資本金二、三萬圓程度のもので八企業よりなる工業組合であるが、之を一單位に合同せしめる事となる。若し合同をなさざる場合は原料配給を制限し又は停止される事になるので、合同は不可避と考へる。それでこの際相談者のとるべき方法は

- (一) 合同に参加すること
- (二) 大ベルト會社の下請工場となること
- (三) 轉業すること

以上の何れかを選ぶべきこととなる。このうち(一)が最も理想的であるが、合同後に於ける地位が安固なればよいが、再度大企業に合併されるやうならば一時の安定を得るのみにて前途不安であるからこの際廢業せんかと考へる。よつて合同後の見透しに付教示を乞ふ。

〔回答要旨〕

商工省化學局の意見を徴するに

- 一、ベルト業の企業合同は今回が最後である。

- 二、合同後における資材配給は重點主義による。
- 三、合同は成可く有限會社を希望する。
- 四、今後情勢に重大變化なき限り現在程度の資材配給をなす。

三、毛織會社

織物業整備に關する當局の方針を知り度し

- 一、〇一七 一六・七・三一

〔相談要旨〕 経営—企業合同一、〇一七

織維業企業合同の方針如何。

〔回答要旨〕

商工省の「織物製造業者合同に關する要綱」によれば大略左の如くである。

一、企業合同の規模

綿スフ織機	三〇〇台以上
絹及人絹織機	一〇〇台以上
毛織機	一〇〇台以上
タオル織機	一五〇台以上

但し特別の事由ある場合は右によらざるを得る事。織機は織協登録により、力織機手機足踏、幅等の區別をなさず。

- 二、地方長官は産業事情に即し適切なる合同を指導する事。
- 三、従来二以上の多角経営をなす業者は強いて繊維別に分割合同の要なきも、合同體に二以上の繊維別織機を包含する場合は少くともその一が第一の標準に達すべきこと。
- 四、部落等最寄の地區内の合同を原則とするも、特殊な事情によつて双方希望する場合はその合同を認む。

- 五、合同の形態は工業小組合、有限會社、商法上の會社のうち適宜選擇せしむるを原則とす。
- 六、合同體の業務運営に當つてはその特殊事情を考慮すること。
- 七、合同は差當り設備の移轉は同型織機の入替程度に止む。
- 八、合同體内の組織員に對してはその操業と否とに拘はらず差當り合同前の利益を尊重すること。なほ、當局は右の要綱により企業合同を勸奨しつゝあるが、強制的に合同せしめる方針をとらずあく迄自主的整備を希望してゐる。

羊毛の如きは既に輸入杜絶しており將來の原料配給の確保といふ見地に立てば合同を有利とするであらう。何となれば重點配給主義になれば標準數に達せぬ織機に對し配給がなくなる惧があるからである。

四、自動車部分品販賣業 下請工場との合併 一、〇一八 一六・八・一

〔相談要旨〕 經營Ⅱ企業合同一、〇一八

相談者は個人經營により自動車用品並に部分品の製造販賣業を営んでゐるが、資材配給の關係から工業組合加入を希望してゐる。然るに加入條件としての機械台數二〇台以上従業員二十名以上に該當しないため加入不能である。よつて同業の合資會社と合併したいと思ふがその方法如何。

〔回答要旨〕

合資會社を個人企業へ吸収の上増資をなす。増資と共に公正證書を組合に提示し、加入條件具備の證據となす、組合加入を終りたる後株式會社又は有限會社に改組する。

- 五、冷蔵庫製造業 企業合同の方法 一、〇二〇 一六・八・一
- 六、自轉車用ゴム加工業 合同に關する當局の方針 一、〇六一 一六・九・九
- 七、煎餅工業組合 煎餅業整備に關する陳情 一、〇八八 一六・一〇・一六

〔相談要旨〕 經營Ⅱ企業合同一、〇八八

一、東京市内には二千十八名の煎餅業者があり東京煎餅組合を結成してゐる。之らは第一部（生地

製造) 第二部(焼賣業)——生地を買い入の上焼賣する」第三部(生地製造並焼賣)に分れ、第一部八〇名第二部一、一〇〇名第三部八〇〇名を夫々擁してゐる。

二、右業者の材料としては東京府の上り米を配給してゐたが、統制前はその數量年額四十八萬俵であつた。然るに統制後は俄に減少し、十六年四月頃は二%、八月頃より五・四%の配給を受け現在に至つてゐる。この數量は殆んど問題にならぬ少量で、業者の大部分は稀にしか仕事がなく、殆んど休業状態に近い。

三、然るに日本菓子工業組合聯合會が九月十二日發表せる所によれば、近く實施される菓子業者の企業整理案は配給主要品の實績により合同せしむるも、その單位は菓子製造を主とするものは砂糖月使用量一千斤、煎餅業者にありては米三十七俵を以て一單位となすとの事であり、又業者に對する轉業補償も右數量を標準とするもので、砂糖月百斤の實績に對し五百圓(日菓工聯組合員)米三・七俵に對し同じく五百圓(煎餅工組合員)交付するとなすものである。

四、若し右の如き整理案なりとせば甚だ不公平なる取扱と云はねばならぬ。何となれば菓子業者は今日に於ても統制前に比し平均四割の砂糖を配給されてゐるに拘はらず、煎餅業者は前述の如く五・四%しか米の配給がない。この事實を無視する事は不公平である。且設備の點に於ても菓子業者に比し煎餅業者は多くの設備を投じてゐる。

五、日菓工聯の整理案がそのまゝ當局の採用する處となるに於ては煎餅工組合員は甚だ不公平な取扱を受ける事になるので然るべく善處を望む。

〔回答要旨〕

農林省食品局の意見を徴するに左の如き回答に接し相談者に傳へた。

本陳情の要旨については當局に於ても折角考慮中である。菓子業者との均衡を保つため、適當なる時期より過去六ヶ月に亘る實績を調査し、之を以て補償の基準とすることとし、此旨各府縣に通達した。

八、川魚商組合

企業合同の可否

一、〇九八 一六・一〇・二〇

〔相談要旨〕 經營II企業合同一、〇九八

東京に於ける鰻の入荷配給機構は、産地組合——東京養鰻卸商業組合——仲買商(上記組合員)——消費者となつてゐる。卸商組合は現在集荷をなすのみで、配給は仲買商が獨立に擔當してゐる。よつて今回企業合同の上、仲買業を廢止し組合において配給を擔當せんと考へる、その方法を指導ありたし。なほ東京には鯉鮒などの川魚を取扱ふ川魚商組合(任意組合)ありこれを加入せしめて企業合同をなすの可否について聞きたい。

〔回答要旨〕

一、現在の組合定款を改正し、府知事の認可を得れば企業合同を行ふも差支なし。
 二、組合の運用資金は組合の持株を増加せしむるのも一法であるが、寧ろ借入金によるがよいであらう。

三、川魚業者を包含する件についてはなほ農林省、東京府の意向を聴取するを可と思ふ。

九、菓子製造組合

企業整備に関する陳情

一、一〇五 一六・一〇・二八

〔相談要旨〕 経営Ⅱ企業合同一、一〇五

東京菓子製造工業組合は東京府菓子工聯に所屬し、業種別により半生菓子、干菓子、焼物其他等九部に分つてゐる。又本組合は地域別に十八支部に分れ、相談者は荏原、品川の第十五支部に屬し、組合員五七名を數へる。

東京府菓子工聯は當組合の外煎餅、あられ、生菓子、洋菓子、雜菓子、菓子パン、ドロツブキャンデー、白飴等の八組合を所屬せしめてゐる。

東京府に於ては農林省の指示に従ひ、菓子業者の整理統合を實施する事になつたが、その要領は左の如くである。

一、組合を生産者組合、卸商組合、小賣商組合の三段階に分つ。従つて製造、小賣兼業は分離され何れか一方に限定される。但し生菓子の如きは多少の例外を認める由であるが、相談者等は生産

者組織に繰入れられる。

二、生産者組合に繰入れられる業者は一ヶ月砂糖消費量千斤以上たること、これ以下のものは合同に
 よりこの單位まで纏めること。然らざる場合は轉廢業のほかない。

三、最下位の配給組織單位として残る小賣業者は東京市内に於て從來の八分の一約千八百名の豫定
 である。

かくて相談者が直接問題とするところは當面する所屬支部員の企業合同及轉失業問題であるが、これは從來小賣が出来たので採算が取れたが、今回の整理方針により小賣を禁止されるとせば、假に千斤單位に企業合同を行ふとしても、設備の擴張、包装費、運搬費等の増加により、且つ生産者價格にて卸すことを考へれば結局採算が取れないので轉廢業の道を選ぶ外ないと考へる。

この場合

イ、營業權は評價されるものなりや。

ロ、營業設備は更生金庫で買上るとしても何程に評價するか、又補償の時期如何。

ハ、実績にもとづく組合よりの交付金は月一〇〇〇斤に對し五〇〇圓は少きに失すると考へるが如何。

ニ、轉業する場合他の商工業部面に轉向可能なりや否や。又勞務者となる場合國民職業指導所に

おいて斡旋するや否や。

の諸問題がある。菓子業者の整備統合は昭和十七年一月三十一日限りとの事であるが、業者にとつては焦眉の問題であるから然るべき教示を願ひたい。

〔回答要旨〕

イ、營業權は一般菓子小賣業者に付ては認められず、過剰収益力を持つ特殊なものに限り評價される。

ロ、更生金庫に於て買上げる買上金の交付時期は相當遅れる見込である。

ハ、農林當局へ傳達するが、これは決定的なものゝ如くである。

ニ、商工業部面への轉業は殆んど不可能であるが勞務方面は指導所にて斡旋する。

一〇、織物問屋

織物卸機構整備に關する陳情

一、一一〇 一六・一一・五

〔相談要旨〕 經營—企業合同一、一一〇〕

相談者は高崎に本店を置き、東京及京都に支店を持つ纖維卸會社である。同社は専ら統制品外の織物類、主として絹布、混織製品の卸賣をなし取引高年額千三百萬圓に達する。

商工省當局の企業整備方針に基き織物業界に於ては既に企業合同が進行してゐるが、之は専ら生産

者たる機械業者であつて、配給部面を擔當する卸業者以下の販賣業者にあつては、かゝる機運は到來してゐるが實現の運びに至つてゐない。これは一つは取扱商品が統制外品の爲であらうと思はれる。然乍ら生産部門が企業合同を實施する上は當然配給部門の業者もこれに順應して企業整備を實施せねばならぬ事はいふまでもない。それで相談者の屬する組合の幹部に意見を求めたところ幹部には積極性がなく、明確な整備方針を指示して呉れない。

相談者の會社は従業員も三五〇名の多數を擁しており、且取引高も多く一流の卸商であるので此際率先國策に順應する線に沿つて企業の整備合理化をはからうと思ふ。よつて左の點について當局の意向を知りたい。

〔處置〕

商工省當局の意見を徴し左の如く回答した。

この種業務に對しては近く企業合同を行はしむべく整備統合案を作製中であるが、その骨子とするところは

イ、最高配給機關として全國を一單位とする配給會社を設立せしめる。

ロ、右の下部組織として各府縣別に配給會社を置き、この下に配給所として代行會社或は代理店の如きものを置く。この數は現在に比すれば極めて少く、卸商の大部分は事實上轉廢業となる。

ハ、右二會社及代理店は現存の卸商中より資産、信用、取引高、其他の實績により重役を選出し
或は代理店として指名される。

ニ、右二社の株式は實績に比例して卸商が持つ。

右の次第であるから相談者は新組織の實施されるまで現状に止まるを可とする。

一一、ゴムロープ製造業 合同に關して組合内部の紛争につき當局の所見如何

一、一二〇 一六・一一・一一

一二、味噌製造業 整備に關する當局の意見を求む

一、一二四 一六・一一・一七

一三、製靴業 有限會社設立

一、一三四 一六・一一・三

〔相談要旨 經營—企業合同一、一二四〕

東京市内三區にて靴商の企業合同を計畫したので實現方につき斡旋依頼す。

有限會社設立趣意書

我が國の現状は在來の形態にて事業を繼續するに於ては維持經營不能なる事は明白にして急速な企業合同體の設
立を要望致して居るので有ます

刻下業者は率先集團的事業に改革し計算に設備に合理化を計り生産に擴充に全力を擧げ以て國策に協力すること

は東亞共榮圈確立の現下最適切な進路で有ると共に我等の責務で有ます
茲に於て豫て計畫せる有限會社の組織準備を今回完遂致しました
組合員各位の協力御参加を切望致す次第で有ます

昭和拾六年拾壹月貳拾五日

有限會社設立要項

商 號 關東製靴有限會社(假稱)

目 的 一、軍靴製造加工の下請

二、標準靴製造加工修理

三、前號に附帶せる一切の事業

資 本 金 拾萬圓(一〇〇〇口數)

出資壹口金額 壹百圓(全額拂込)

出資方法 現金並に現物

社員定員數 五拾名(超過する場合は主務大臣要許可)

商品資材買收金 八〇〇〇〇〇〇

工場新設準備金 一五〇〇〇〇〇〇

會社設立費 二〇〇〇〇〇〇

會社事務所費 三〇〇〇〇〇〇

合計金額拾萬圓也

軍靴製造見込數量壹ヶ月參千足壹名壹日參足強

製作豫定人員 四拾名

收入豫算額 五千四百圓也

國民靴製造見込數量壹ヶ月參百足壹名壹日壹足半強

製作豫定人員 拾名

收入豫算額 六千九拾圓也

修繕見込數量壹ヶ月參千足壹名一日五足強

製作豫定人員

收入豫定額 六千圓也

總收入金額壹萬七千四百九拾圓也

支出之部

會社人件費	五〇〇〇・〇〇
販賣所經費	五〇〇・〇〇
修繕所經費	五〇〇・〇〇
工員給料	六五〇〇・〇〇
會社準備積立金	四六九〇・〇〇
雜費	三〇〇・〇〇
合計金額	壹萬七千四百九拾圓也

一四、眞珠養殖業

經營合理化的方法

一、一四〇 一六・一二・一二

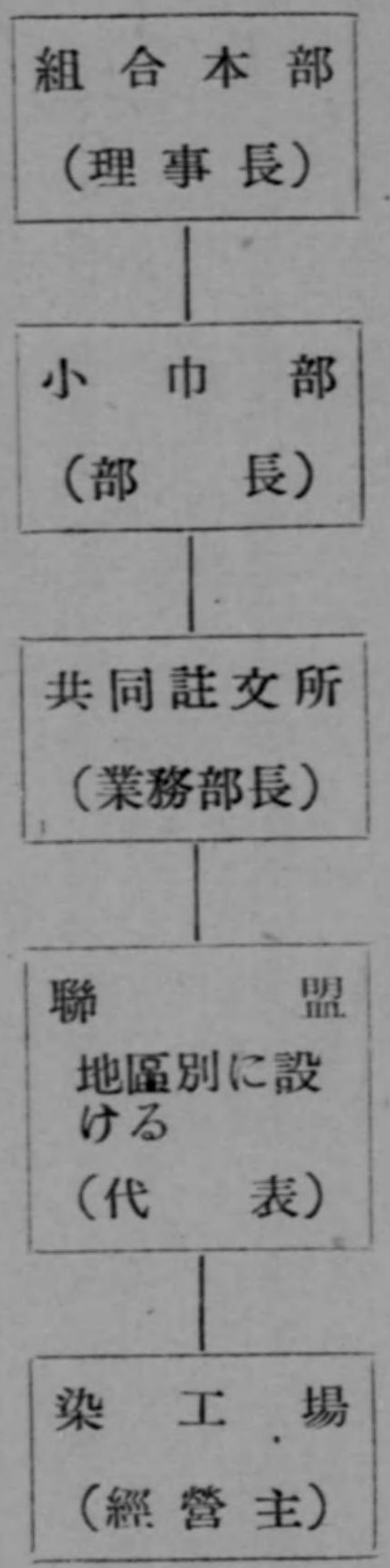
一五、友禪染色業

合同形式の轉換

一、一五〇 一七・一一・一〇

〔相談要旨 經營—企業合同一、一五〇〕

友禪工業組合小巾部の現在の機構は次の如くである。



共同註文所は昭和十四年三月設立、聯盟は昭和十五年十二月設立し共助以て時局に應ぜんとしたものである。

共同註文所は手数料として一反に付五%をとり(その内本部に三%を納入す)聯盟は手数料として二%をとり別に一反に付一錢の共同貯蓄をなして來た(昭和十五年度取扱約六〇〇萬反金額二〇〇〇萬圓なれば共同註文所は約一〇〇萬圓の手数料をとつたことになる)決戦體制の進展に伴ひ友禪小巾業界は新體制機構を確立せんとするものなるが、組合役員は小巾業界を一九とし會社組織に改めんとするが一舉に會社機構に改めることは實際に沿はず、業者は小組合を組織し順次會社組織に

改めることを要望するものである。

一、家内工業の美点を失ふ、家族は生地の保管、整理、検品、端縫、物品渡、型整理、電話、帳場
地直し工場、補助等の雑用をなしておるが、會社となし家族を職工として使ふとすれば之等家内
労働を期待することは出来ぬ（家族は日給だけしか働らなくなるだらう）

二、會社となれば更生金庫の金六十六萬圓を借り轉廢業をさすとの話しなるが友禪小巾業者の餘剩
人員と言ふも既に若き者は殆んど轉業したる現在に於て勞務供給源としての價值殆んどなし。餘
剩設備に於ても金屬類は殆ど皆無と言つてもよい。

三、會社となし企業合同を會社の命令によりてなさんとの話なるが命令による企業合同は好まず。
小組合により氣の合つた者が企業合同をする様になれば資金も不必要（更生金庫より借りる要なし）
且業者も納得と歡喜を以て當局の方針に應ずることになるが故に當局より先づ小組合による企業合
同を勸奨下さる様御願します。

一六、菓子商

製菓業整備対策

一、一五二 一七・一・一三

一七、萬年筆會社

萬年筆配給機構の整備

一、一六六 一七・二・二七

(四) 價格・規格

一、飲食店

アイスクリーム、アヅキアイス公定價格の

疑義について

九七七 一六・六・四

二、ヘット石鹼製造業

ザンテート（浮游選鑛劑）の規格設定陳情

一、〇一一 一六・七・二一

〔相談要旨 經營—價格一、〇一一〕

鑛山用資材としてのザンテート（浮游選鑛劑）は十年前獨・米より輸入してゐたが、最近は國産で間
に合ふやうになつた。然るにザンテートの生産は一定の學說に基づいて行なはれるのでなく、各業
者の經驗と勘によつてゐる實狀である。従つて技術は公開される事なく、一寸したコツで製品の良い
否が分れる。

又ザンテートはカンブラ油（起泡劑）と平行して配給せねばならぬため目下浮游選鑛劑統制會社設
立を計畫してゐるがザンテートの規格がはつきりせねば運営困難である。この點について當局の見
解を知り度い。

〔回答要旨〕

商工省鑛産局の意見は左の如くであつた。

ザンテートの規格が統一されてゐないのは事實だが、これは製品の良否の問題ではなく鑛山業者が

その使用に馴れてゐない點に問題がある。即ち鑛山の技術員の素質に重大な關係がある。然し乍ら規格の不統一を放任するわけに行かぬので統制會社を設けて嚴重監督せしめる事にした。それで鑛山で使用に堪へないザンテートを購入した事實があれば、それにより當局として考慮したいから、事實を持つて來て貰ひたい。

三、佃煮製造業

佃煮公定價格設置につき陳情斡旋依頼

一、〇二八 一六・八・五

四、蛹油製造業

新製品價格設置陳情

一、〇九一 一六・一〇・一四

五、金屬精鍊業

手持原料處分方法

一、一一三 一六・一一・六

六、無職

特許品の公定價格申請方法一、一一五 一六・一一・一〇

(五) 金融

一、輸出美術品製造業

轉業資金斡旋

九八八 一六・六・二三

二、土木建築業

拂込徴收及増資

一、〇〇九 一六・七・二一

三、萬年筆製造業

輸出品代金の債權凍結補償一、〇四八 一六・八・二九

四、鑛山業

タングステン増産資金

一、〇八四 一六・一〇・六

五、持株會社

戦時金融金庫の融資

一、一七〇 一七・三・一六

〔相談要旨 經營—金融—、一七〇〕

海軍管理造船所が軍の命令により増資する場合、同造船所株式の個人名義持株に對し増資拂込資金を戦時金融金庫に於て融資するや否や。

〔回答要旨〕

戦時金融金庫は法律上増資株の直接引受は可能であるが個人の持株に對する融資は未だ考慮されてゐない。

六、機械製造會社

榮養食配給設備の低利借替一、一七一 一七・三・二三

〔相談要旨 經營—金融—、一七一〕

某縣小工業都市で榮養食配給所を設置したが、借入金六萬圓の低利借替を実施したい。簡易保險の低利貸付など如何。

〔回答要旨〕

簡易保險當局へ照會せる處、既に相談者より簡易保險局へ借替申請中であり、當局より現地へ出張し實情調査済であつた。當局の見解では當該榮養食事業は業務開始後未だ日淺く設備も未完成であ

り、従つて貸付に應ずるためにはなほ暫く時日の経過を必要とするとの回答であつた。よつて簡保貸付以外の低利借替につき厚生省の意見を徴した所、大藏省預金部資金の一部を以て運用される社會事業資金の融資が適當であらうとの返事を得相談者にこの旨傳へた。

七、造船業

事業資金融資

一、一七六 一七・四・一六

(六) 貿易

一、防水塗料會社

塗料の滿洲輸出手續

一、〇〇〇 一六・七・五

二、干ウドン製造業

干ウドン滿洲輸出手續

一、〇一二 一六・七・二一

三、萬年筆通信販賣業

滿關支向通信販賣の方法

一、一二五 一六・一一・一七

(七) 人事管理

一、公共團體職員

勞務者に對する翼賛運動の方法

一、〇三八 一六・八・一九

二、鐵工所勞務係

徵用、産報組織の模範工場紹介依頼

一、〇四一 一六・八・二六

(八) 設備利用

一、ゴム加工業

遊休設備利用

一、〇七〇 一六・九・一六

二、製粉業

右 同

一、〇七九 一六・一〇・一

三、乾繭工場

廢業による設備轉用

一、一六四 一七・二・二四

四、電機會社

遊休製藥設備轉用

一、一六八 一七・三・一〇

(九) 土地家屋

一、理容業

住宅建築希望

一、〇七五 一六・七・二二

二、不動産仲介業

九・一八以後建築せるアパートの轉賣價格

一、〇九四 一六・一〇・一五

(一〇) 技術

一、製紙會社

フルフライール製造技術斡旋

一、〇六六 一六・九・一一

(二) 考案・特許

- | | | | |
|---------|--------------|-------|----------|
| 一、電話工事業 | 新考案の家庭用燃料企業化 | 九九〇 | 一六・六・二四 |
| 二、手藝研究家 | 家庭廢品更生相談所設置 | 一、〇〇五 | 一六・七・一五 |
| 三、無職 | 軸不要マツチ企業化 | 一、〇一四 | 一六・七・二一 |
| 四、燃料研究家 | 液體燃料企業化 | 一、一二八 | 一六・一一・一九 |
| 五、木工業 | 組立竹箱企業化 | 一、一四八 | 一七・一・七 |

(三) 許可申請

- | | | | |
|-------------|----------------|-----|---------|
| 一、自動車メタル製造業 | ミールリング据付不許可の理由 | 九七九 | 一六・六・一一 |
|-------------|----------------|-----|---------|

〔相談要旨 經營許可申請〕

相談者は自動車部分品製造會社の下請工場として自動車連結桿軸受の製造をなしてゐるが、最近に至り親會社より受註増加せるため、從來の設備を以てしては能力不足となり、ミールリングを無許可にて設置しこれを運轉してゐた。然るに當局より使用禁止を命ぜられ、改めて商工省に許可申請をしたが却下された。その理由を知りたい。

〔處置〕

商工省機械局の意見を徴し左の如く回答した。

自動車連結桿軸受(メタル)は他にも業者があり、現在程度の生産量にて充分と認められる。又相談者の現有設備を以てしても經營持續に困難を來すとは思はれぬ。尤も軍の證明があれば機械設備も不可能でないが、それも困難と考へられる。

- | | | | |
|----------|---------------|-------|----------|
| 二、製紙會社 | 拂込申請却下の理由 | 一、〇二九 | 一六・八・一三 |
| 三、ゴム加工業 | ブレードホース製造許可斡旋 | 一、〇九七 | 一六・一〇・二〇 |
| 四、硫黄採掘業 | 試掘用木材拂下手續 | 一、一〇三 | 一六・一〇・二七 |
| 五、鑛山業 | 石油試掘用資材借用許可申請 | 一、一〇九 | 一六・一一・五 |
| 六、醫療器製造業 | ガス設備許可斡旋 | 一、一一九 | 一六・一一・一〇 |
| 七、印刷業 | 企業合同による設備移轉 | 一、一六〇 | 一七・二・二 |
| 八、木履工業組合 | 勞務資材確保の陳情 | 一、一六七 | 一七・三・二 |

〔相談要旨 經營許可申請一、一六七〕

原材料及勞力確保に關する陳情の件

國民大衆の履物たる雜木下駄の製造業者等時局柄資材入手難及勞力補充困難を來し休業のやむなきに至るを懼れ謹んで資材勞力確保に關し陳情仕候 輝しき戦果のもと戦争目的を貫徹し大東亞建設のためには全く自己を減して悔いざるものに候へども、我等の業が國民大衆の必需品たると、當局の御援助により敢へて時局の重點をおかさずして業者を生かしむると同時に生活必需品の生産を確保し、一面戦争物資の節約をはかり得ると信ずるが故に茲に關係調査書類を添へ左記事項相願候也

記

- 一、現在下駄の事毎に不急品として扱はれつゝあれどもこれが戦時下國民履物として食に亞ぐ重要必需品たることを認められたし
- 二、その意味に於て原材料及生産過程中に於ける資材に付いて充分の御考慮を願ひたし
- 三、同じく勞務者の確保に關し御考慮願ひたし
- 四、雜木下駄用材として原木が北海道樺太滿洲南洋方面より直接廣島縣松永港へ着荷する様木材統制及配給に付御配慮賜りたし

添付書類

- 一、組合員の木履工業の概要
- 1 最近一ヶ年の木材使用數量
- 2 右産地別概數
- 3 最近一ヶ年生産數量及金額
- 4 生産能力及設備

- 5 關係業者及従業者數
- 6 販賣仕向地状況

二、備後木履工業組合の概要

三、陳情書

1 組合員の木履工業の概要

一、最近一ヶ年の木材使用數量

ト	一三、四〇二石
ビーデー	四〇〇石
ビノアン	六二三石
ド	六六、三三五石
シ	六五、八四一石
ニ	二五、三〇九石
セ	五、五三七石
サハグルミ	八、八四〇石
ヤナギ	一、二四〇石
ブ	二、七九七石
ハンノキ	一、八一〇石
合計	四一六、〇五二石

トチノキ	一、九四〇石
アブラギリ	一九〇石
カツラ	七六〇石
シ	五三九石
ネヅコ	三〇〇石
サハラ	一、一四五石
モ	七、二八八石
マ	一七、五六九石
ス	八八、六〇二石
ヒノキ	一、六二八石
其ノ他	三、九五七石

二、右産地別概數

樺太	六、六三〇石	南洋	一一四、四三〇石
北海道	一一二、〇〇〇石	滿洲	四六、三九〇石
内地其他	一三六、六一〇石		

三、最近一ヶ年生産數量及金額

イ 數量	三五、〇六六、四七〇足
ロ 金額	一三、一〇五、六四〇圓

四、生産能力及設備

イ 工場數及使用馬力	九九工場 一五四九馬力
ロ 一日總生産能力	一二〇、〇〇〇足
一ヶ年通算生産能力	三六、一八〇、〇〇〇足

ハ 主要機械

帶鋸 六〇吋乃至 二二三吋	一七七台	機械鉋	三三四台	丈ツメ鋸	一五〇台
丸鋸	一九四台	穴明機	七一	卷揚機	二一
糸子鋸	一三〇台	四切鋸	九一	その他	三七
裏仕上機	四八台	玉切鋸	四六		

五、關係業者及從業者數

イ 製造業者 九九名

ロ 所屬從業員數

一、五三四名

ハ 加工下請業者及從業員概數

七六八名

六、販賣仕向地狀況

九州	三八%	朝鮮及滿洲	一四%	關東	四%
四國	五%	中國	一六%	其他	三%
北陸	八%	近畿及東北各	六%		

2 備後木履工業組合の概要

- 一、事務所 廣島縣沼隈郡松永町甲三七三番 電話七二番
- 二、地區 廣島縣一圓 地區内に於て工場設備を有し雜木下駄台の製造を業とするもの 九十九名
- 三、組合員資格
- 四、組合員 金拾五萬參千四百圓也
- 五、出資總額 金參萬八千九百七拾圓五拾錢也
- 六、拂込濟出資額 製品検査・價格協定・賃金協定・原料材料の共同購入・營業に必要な物の供給・營業に關する指導研究調査
- 七、實施中の事業種目

陳情書

雜木下駄製造業は廣島縣下特に東部海岸地方に集結して明治三十年以來下駄の機械による大量生産の全國的先鞭をつけ別記の通り原材料を北海道樺太滿洲より得て全國にわたりこれが安價提供をはかり來り候 而るに今日國を舉

げての聖戦に際し次第に経営困難となり需要益々多きに不拘生産額は減少の一途を辿りつゝ有之候 此れ

1 原木入手難

即ち船腹不足に依り従前通り松永港に直接入船すること不可能となり且木材統制の強化と縣ブロック経済とに依り原木入荷不可能と相成りたり

2 勞務者雇入の停止

勞務調整令に於て指定事業に入れられず徴用は益々多きを加へ而も應召應徴による補充は一切ゆるされず勞務者は次第に減少するのみなり

3 公定價格決定の不合理

木材の公定價格は下駄の公定價格制定の當時より可成高く後日に於いて決定し而も三都市中心にして地方消費地の入荷困難又入荷するとしても非常に高價となること
等の理由によるものと考へられ候 然し乍ら下駄は國民固有の履物にして一日も國民と離るべからず 左記理由に依り雜木下駄は益々生産を確保すべく且その材料は北海道樺太滿洲等の太材を要し原木より一貫作業として製造するを最も合理的とするものに御座候

記

1 皮革ゴムの使用制限に依り靴及草履の製造は極度に制限せられ履物は一つに下駄によらざるべからず 戦争

物資を戦争目的に完全に振向けんが爲めに下駄の使用は重大なる時局的意義を有す

2 雜木下駄は高級履物にあらず國民大衆の生活必需品にしてその生産數量は絶対確保を要す

3 當地方に於て使用する木材は主として潤葉樹なれば比較的時局重要性に於て軽く而も口寸大なる程適するを

以てマツチ軸木、バルブ資材等として價値少なきものなり

4 木材統制強化と軍需等の關係上針葉樹は使用不可能となる虞あり

5 徑小き内地材を使用するときは歩止り悪しく多くの廢材を生ず、北海道樺太滿洲材の如く太材を使用することが最も經濟的なり

6 當地方業者及其の従業員は一千六百名、更に下請の加工業者従業員等を合しこれが家族を合するときは一萬數千の住民が木履の爲に生活しつゝあり、特に松永町住民の八割はその關係事業を生業とす

7 備後地方特に松永は木履に付いて歴史あり

永年に亘り養はれたる技術と完備せる設備を有し自然の要求に依り發展せる一つの地方的生産組織を有す、更に五六千噸の船を泊め得る灣内に廣大なる海上貯木場を有して干満の差甚しき處に縦横に通ずる運河あり貯木運搬便にして自然的好條件に恵まれ生産費を減じ安價に生産し得

如上の次第に有之組合員一同前記國民必需品の生産に専念し履物報國の實を擧げんと念願するの餘り時局繁忙中の當局を煩はし原木直接入荷方に付並に勞務者確保に付特に御配慮を乞ひ御指導賜はらんことを謹んで懇願仕候也

(三) 統制令

一、歸還軍人

雇入制限令の質疑

九七五 一六・六・二

二、會社支配人

會社經理統制令の疑義

九八〇 一六・六・一一

〔相談要旨〕 經營—統制法令九八〇〕

會社被買收の際に於ける左記各項伺ひたし。

イ、重役に支給する解散手當の計算方法如何

重役賞與報酬機密費の合計（退職前一年）に在職年數の二分の一を乗じたる金額なりや、或は準則として許可を得たるものなりや（普通退職の場合）

ロ、重役、社員兼任の場合の解散手當。

ハ、買收に際し權利金の評價益が出た場合清算所得課税は右の差額だけ免除される由なるも事實なりや。

〔回答要旨〕

イ、退職慰勞金を經理統制令又は會社の準則によつて支給し、その上に解散手當を支給する場合は大藏省理財局配當給與課へ申請し認可を得たるのち支給すべき事。

ロ、重役社員兼任の場合は社員より重役に昇格したる者は給與の二本立を認める方針なるも重役に於て社員を兼ねる場合の給與は原則として認めない方針である。

ハ、買收金が現金で交付され且つ差益ある場合は、その差益についても清算所得税は賦課される。しかし交通營團の場合に限りもし買受金が交通債券の如きもので交付された場合差益なしと評價

されたる時に限り、この差益に對する課税はない。

三、鑛山業

エンドレス賃貸料金引上に関する質疑

九九三 一六・六・三〇

〔相談要旨〕 經營—統制法令九九三〕

自營鑛山にてエンドレスを使用し鑛石を運搬してゐるが、使用しない時は他の業者に賃貸してゐた。最近仕事が繁忙となるにつれてワイヤーも切れるし、注油も必要となるしするため使用料を値上げしたいと思ふ。この賃貸は營業ではないが、値上について價格統制令の適用ありや。

〔回答要旨〕

同令第十三條後段により適用あり。書類は縣商工課へ提出の事。

四、ネクタイ商

物品税改正に関する建議 一、〇四五 一六・八・二九

○物品税改正に関する建議案

要旨

抑々物品税は其の課税の對照物全體より觀れば、其の前身たる物品特別税に比し、廣範圍に亘り且つ奢侈品税の色を稍薄くしたる觀あるも、全課税物件の大多數を網羅する第一種及第二種の物品が概して奢侈的性質若くは傾向を有するものなること否み得ざる所にして充分に事變下奢侈的消費を抑制すると共に、事變費支辨の爲めの増税の目的を果しつゝありたるも、昭和十四年四月一日實施後殆んど一箇年半を経たる今日、顧みて其の實績上多少遺

儲なる點無きにしもあらず、且つ現時の如く異常なる物價高の時期に在りては奢侈品稅的性質を變しつゝありて所謂大衆課稅に脱しつゝあるは遺憾にして之が改正の要あるを認め左に其の要綱を擧げ建議案とす。

一、課稅最低價格の改正

課稅最低價格を現時の市場價格に徴し今少しく引上ぐるを可とす

抑物品稅の根據は課稅物件の性質に依り課稅の根據を異にし必ずしも一樣に之を律すること能はざるも、全課稅物件の大多數を占むる第一種及第二種の物品につきては概して奢侈品稅的性質を有するものにして支出稅中最も理論に適したるものなること論を俟たず。即ち國民生活上の必需性の水準を超えたる奢侈的物品に對する支出は擔稅力の問題を別にして支出それ自體の性質上課稅の理由の存するものにして大衆消費物に對するものと異り大體に於てその支出を爲す者に相當の所得又は財産を有すと認め得可く從つてそこに擔稅力の存在を是認し得可く且つ擔稅力のある者に對する課稅は各自の有する負擔能力の大小に應じて之を行ひ得誠に理論的に優れたる租稅なるも本法に依る如く特に課稅に最低限度を設けたる所謂相對的奢侈品の如きにあつては物價の變動、取引狀態の變化等に連れ昨日の奢侈品稅も今日の大衆課稅となりその運用上の難點を藏するものなること看逃す能はず依つて立法の當初は努めて大衆課稅たることを避け國民の負擔力に適應したる徵稅を行はんとして課稅物件の選定と課稅最低價格の決定とを爲したるも其後の物價の急騰は遂に昭和十四年九月十八日の物價停止令の發動をすら促す狀態となり、更に物價は闇々裡に徐騰を續け之が適正價格化を要するの狀態となりたる今日課稅最低價格を依然として昭和十四年四月一日現在に置くは大衆課稅を避けんとしたる立法精神に悖り、大衆の生計費を徒に騰高せしめ循環的に物價高を誘致するものにして低物價政策と相容れざる結果ともなるべし。

依つて之が課稅最低價格を現時の實情に即し左の如く改正するを要す。即ち

本稅第一種甲類に屬する課稅物件に付ては現行の課稅最低價格を以て大體可とするも第一種乙類に屬するものに付ては夫々物件に依り大體「二割乃至五割」程度引上ぐるを可とす而して茲に物件に依りと謂ふはそが大衆課稅に傾きつゝありや否や又現時並に將來に亘り市場價格の徐騰を否み得ざる實情に在りや否や等に依り一率に引上げ得ざるに依るものなればなり。

二、稅率の改正

比例稅率を改め累進稅率となすを可とす

物品稅は多率的比例稅率にして課稅物件の價格又は數量に對し一定の稅率を以て賦課せられ其の價格又は數量に比例して稅額が増減せらるゝものにして織物消費稅の如き單一的なるものに非ずして砂糖消費稅の如き多率的なるものなるも、茲に之を改め多率的にして而も累進的なる稅率となすを可とす。

理由の一

物品稅は消費稅にして殊に本號第一種及第二種の物品は消費稅中奢侈品稅の色彩と傾向とを有するものにして奢侈品稅的性質のものとして稱するも敢て不可にあらず而して全課稅物件中の大多數を占むるものは第一種及第二種の物品にして之等の消費者の負擔力は必ずしも比例せず寧ろ稍々累進するものなり。

例へば、五十圓の「名古屋帯」を購入する者に對する一割の負擔と五百圓の「丸帯」を購入する者に對する一割の負擔とはその絶對額に於ては「一對十」なるも實際の之に對する經濟的苦痛の程度は必ずしも一對十なることなく、むしろ前者の苦痛度は「一對十」以上なる可し。

理由の二

累進税率を採ることにより異常なる物價高を來すことは一應考慮せらる可しと雖もそれは所謂贅澤奢侈品の範圍に屬するものごとにして課税最低價格の引上げと睨み合せ考ふるならば必ずしも一般物價高を招來せず寧ろ自然的消費抑制策となる可し、蓋し累進課税に依り或程度以上の高價品に對する欲求は減退せざるを得ざる結果となるべし、俗に「高なぐれ」して實需の之に伴はざることゝもなり、事變下社會政策上乃至國民精神總動員運動上道德的根據を有す。

理由の三

財政上の増收となり課税最低價格引上げによる税收減を補ひ、通貨の收縮を促すことともなるべし。之れ一種の増税にして通貨政策上充分考慮せらる可き根據を有す。

尙本税は所謂事變税にして（支那事變特別税法中物品税なり）

臨時税なるが故に支那事變終了後其の翌年十二月三十一日迄に之を廢止すべき旨を定められ之が効力の及ぶ範圍も自ら此の期間を出でざるものなれば假令累進課税に依り一部贅澤者流に對しては重税となるもさのみ苦痛にあらず且つ事變下當然のことなりとす、又累進税率適用に依る事務取扱官廳及び之が納税義務者たる小賣業者、製造者及引取人等に對し徵税乃至申告上煩瑣なる點あるも之が爲めに累進課税そのものを否む可き理由とはならず尙又徵税方法の改正を以て右の困難は緩和せらる可し。

以上に依り累進税率に改むることとすれば大體左の如く改むるを可とす。即ち

課税最低價格を累進率適用の單位範圍とし一單位範圍を増す毎に「百分之五」宛累進せしむるを可とす。

例へば

吳服に於て着尺一反の現行の課税最低價格は二十二圓なれば二十二圓の倍額四十四圓までに對しては現行の税

率たる「百分の十」を課し、四十四圓以上六十六圓までに對しては「百分の十五」を課し更に六十六圓より八十八圓までは「百分の二十」を課するが如くすべし。

三、徵税方法の改正

物品税は間接國税にして現金納付税なるも之を印紙税に收むるを可とす。

物品税は現金を以て納付せしむる所謂現金納付税にして外國から郵便に依り輸入する物品に付てのみ印紙を以て納付せしむることとなるも之れ一つの例外たるに過ぎず。

然れども茲にその實際を觀察するに徵税必ずしも嚴密に行はれ居らざるやに觀察せらる之れ納税義務者側の納税觀念の缺如もあり、納税義務者の不正もあり手續の煩瑣による遺漏もある可し。

今假りに收入印紙を以て消費者をして購入の際賣上傳票に之を貼付消印せしむるの方法を採るとせば事務取扱官廳は單に簿記上の監督のみを以て足り、納税義務者は何等現金納付の煩瑣を感ずることなく消費者は業者の不正を監視し併せて事變下軍費に寄與するの觀念を抱く可く或は又自然奢侈的消費を節するの效果をも擧げ得べし。

而して如何なる方法を以て印紙税に改む可きかを考究するに、本法第二種物件につきては暫く之を措き茲には主として第一種物件全般に適用さるべき方法の一つとして左の如くするを可とすべし。即ち
直接消費者に販賣する立場に在る納税義務者は豫め收入印紙を用意し置き販賣に際し物品代金を受取ると同時に收入印紙をも購入せしめ之を所定の用紙に貼付消印せしむるの方法なり。今左の如きものを用ふるとせば可ならん。

(第二様式)

御買上傳票 No.

上田正一様		15年7月1日	
品名	単価	点数	金額
#214 本パナマ帽	26.00	1	26 00
物品税	10%		2 60
合計			28 60
摘要		販賣	山本

上記の金額正に頂戴いたしました

印 参
紙 銭
入 印

毎度有難う御座居ます

印

カクシン堂

東区内本町四丁目二一

東 1234

(第一様式)

賣上傳票 No.

上田正一様		15年7月1日	
品名	単価	点数	金額
#214 本パナマ帽	26.00	1	26 00
物品税	10%		2 60
合計			28 60
摘要		販賣	山本

帳 検

カクシン堂

(第三様式)

販賣報告書 No.

上田正一様		15年7月1日	
品名	単價	點數	金額
# 214 本バナマ帽	26.00	1	26 00
物品税		10%	2 60
合計			28 60
摘要		販賣	山本
収入印紙貼付欄(税)	一圓	五十錢	十錢

納税義務者

カクシン堂

東区内本町四丁目二一

東 1234

¥ 28.60

品名	本バナマ帽
番	No. 214
税	¥ 2.60
差益	¥ 6.00
元價	¥ 20.00
備考	ライボウ

〔處置〕

企畫院大藏省商工省農林省へ建議す。

五 ラヂエーター會社 給與増額の限度

一、〇六四 一六・九・一〇

〔相談要旨〕 經營—統制法令一、〇六四

最近物價高により社員の生活安定を脅かす憂ひなしとせず、よつて昇給せしめたい意向であるが年七分の範圍では下級社員に全額を給與するも充分でない。適當な方法あらば教示ありたし。

〔回答要旨〕

年額七分の昇給及び最高年九ヶ月分の賞與の一部を月額手當に振替へる方法により昇給せしめる事なほ給與額が一般水準より遙かに下廻る場合は大藏省當局へ申請して認可を得るを適當とする。

六 電機會社

資金調整法其他統制法令の質疑

一、〇八三 一六・一〇・三

統制法規と一般擔保附消費貸借契約の關係に就て大體左記の通り分類し御教示御願申上候

一、資金調整法と擔保契約の關係

資金調整法により五萬圓以上の設備の所有權移轉は許可事項となり居るが之等物件を擔保としたる消費貸借の期限到來し其所有權が債權者に移轉する場合該所有權移轉の民法上の効力及資金調

整法上の違法性如何

九二

- (イ) 資金調整法施行前の擔保契約の期限が同法施行後到来する場合
- (ロ) 資金調整法施行後、擔保契約を締結し其の期限が到来する場合

二、價格統制令と擔保契約の關係

價格統制令による統制價格の物品を擔保としたる消費貸借の期限が到来し統制價格以上の金額の債務の辯済として該物品の所有權が債權者に移轉する場合、此の民法上の效力及總動員法上の違法性如何。

- (イ) 價格統制令施行前の契約の期限が同令施行後到来する場合
- (ロ) 價格統制令施行後かかる契約を締結し其の期限が到来する場合

三、配給統制法と擔保契約の關係

例へば鐵鋼需給統制規則による鐵鋼を擔保としたる契約の期限到来し従つて配給切符によらずして鐵鋼の所有權が債權者に移轉する場合此民法上の效力及臨時措置法上の違法性如何

- (イ) 配給統制規則施行前の契約の期限が同規則施行後到来する場合
- (ロ) 配給統制規則施行後契約し其の期限が到来する場合

關係法令施行後は關係法令による許可を條件として擔保契約の效力發生する様なせば最も無難である

るが事實は事情切迫の關係から條件附契約となさざる場合多しと思はる。

〔回答要旨〕

一、(1) 流質契約は民法上無効であるから(民三四)、所問の「消費貸借の期限到来し擔保物件の所有權が債權者に移轉する場合」とは、停止條件附代物辨濟契約の意であらうと思はれる(二・三にも共通)。

- (2) (イ) (ロ) いづれの場合とも、民法上の效力には消長なく、所有權は有効に移轉するものと思ふ。
- (3) (イ) (ロ) いづれの場合も、許可を得ずして該物件の所有權を取得し、之により事業設備の新設・擴張改良を爲したるときは、臨時資金調整法違反となると思ふ。

二、(1) (イ) の場合は、統制令違反ともならず、民法上の效力にも影響なきものと思ふ。

- (2) (ロ) の場合は、統制令違反となる。民法上の效力については、色々の問題があり一概には言へないが、大體に於て、要素の錯誤により契約全部が無効とならぬ限り(民九五)は、統制價格を超過する部分の契約が無効となるものと思はれる。

三、(1) (イ) の場合は稍疑はしいが、規則施行前に物品が債權者に引渡してある場合は、違反にならぬものと思ふ。民法上も有効。

- (2) (ロ) の場合は違反となる。民法上も契約は無効となるものと思はれる(民九〇)。

七、持株會社

商法第三七八條に關する質疑

一、一〇二 一六・一〇・二四

〔相談要旨〕 經營—統制法令一、一〇二

某社が合併に際し忘れて株券の提供をなさざりし株主に對し第三七八條により公告を要求し、費用を徴收したるところ一部株主はこれに應じなかつた。これは商法第三七八條の株券を提出する事能はざる場合に含まれるや。

〔回答要旨〕

本問題に關しては第三七八條の適用はない、従つて公告費用の徴收は不可能である。若し何らかの金錢上の制裁を加へんとするならば定款に規定するほかない。

八、パルプ機械製造業

ニードーパルプ分離統制

一、一三六 一六・一二・五

九、精油會社工員

徴用手續

一、一三七 一六・一二・五

一〇、屋根請負業

企業合同と税

一、一四一 一六・一二・一三

一一、電氣熔接學校

工員を生徒となすの可否

一、一四四 一六・一二・一八

一二、板紙配給會社

設立二ヶ月後の賞與支給額

一、一四七 一六・一二・二四

〔相談要旨〕 經營—統制法令一、一四七

十六年十月一日創立された會社の職員に對し十月十一月、二ヶ月分の賞與を支給する場合會社經理統制令第二十一條但書が適用されるや否や。

〔回答要旨〕

相談者の會社の届出たる賞與期間（各事業年度）中に於ける基本給料の四分の三を超えざる賞與額ならば現金にて支給することは差支ない。但し右金額を超ゆる際は國債又は貯蓄債券によること。

一三、廢油再生業

再生業の重要産業指定

一、一五六 一七・一・二四

〔相談要旨〕 經營—統制法令一、一五六

高級潤滑油機械油は從來アメリカより輸入してゐたが、大東亞戦争のため輸入不能に陥つた。それで商工省では廢油再生業を統制し以て高級機械油の強制回收を圖る事になつたが、就ては本事業を勞務調整令による指定重要産業中に追加されたく斡旋を乞ふ。

〔處置〕

厚生省職業局へ陳情仲介せり

第三類 職業

(一) 求人

業種	內容	受付番號	受付年月日
一、製鐵會社	轉業者	一、〇〇六	一六・七・七
二、自動車會社	雜役夫	一、〇一六	一六・七・二八
三、電機會社	工員	一、〇二四	一六・八・四
四、兵器製作會社	轉業者	一、〇二五	一六・八・四
五、ヒューム管會社	守衛	一、〇二六	一六・八・五
六、石油精製會社	工員	一、〇三九	一六・八・一九
七、發動機製作所	守衛	一、〇四二	一六・八・二六
八、航空機部分品製作所	工員	一、〇四六	一六・八・二九

- 九、纖維研究所 女子化學助手 一、〇五七 一六・九・三
- 一〇、鐵工所 青年學校舍監 一、〇六七 一六・九・一二
- 一一、ゲージ製作業 仕上工 一、〇九〇 一六・一〇・一四
- 一二、病院 小型自動車運轉手 一、一〇四 一六・一〇・二八
- 一三、倉庫會社 女事務員若干名 一、一七五 一七・四・一〇

(二) 求 職

- 一、苦學生 事務員希望 一、〇一〇 一六・七・一八
- 二、病弱の青年 内職幹旋 一、〇二二 一六・八・一
- 三、大學商科卒業生 事務員 一、〇四三 一六・八・二六
- 四、歸還軍人 事務員 一、〇五八 一六・九・八
- 五、女學校卒業生 事務員 一、〇六三 一六・九・一〇
- 六、元新聞社員 雜誌編輯 一、〇七三 一六・九・一八
- 七、無職 住込庭師 一、〇八九 一六・一〇・一三

- 八、無職 守衛 一、〇九三 一六・一〇・一五
- 九、學生 事務員 一、一〇〇 一六・一〇・二四
- 一〇、新聞配達員 事務員 一、一〇七 一六・一〇・三〇
- 一一、無職 勞務員 一、一一一 一六・一一・六
- 一二、傷痍軍人 勞務員 一、一四二 一六・一一・七
- 一三、元貿易商 商會社事務員 一、一四七 一六・一二・一五
- 一四、無職 事務員 一、一四九 一七・一・一〇
- 一五、元會社員 事務員 一、一六一 一七・二・四
- 一六、工業學校卒業生 電機會社技術員 一、一七四 一七・四・一八

(三) 轉 業

- 一、荒物商 工員志望 九八四 一六・六・一七
- 二、青物商 製圖工志望 九八五 一六・六・一七
- 三、リボン加工業 繙帶製作へ轉換 九九七 一六・七・二

四、材木商
 一、〇三六 一六・八・一八

五、製糸業
 織物業轉換
 一、一七二 一七・四・四

(四) 轉 職

一、漆職人
 軍需工業へ轉出
 九七四 一六・六・二

二、賣藥業
 轉業方向の指示
 一、〇二三 一六・八・四

三、商店員
 轉業斡旋依頼
 一、〇四〇 一六・八・二三

四、折箱店員
 船員希望
 一、〇五五 一六・九・三

五、雜貨業
 轉業斡旋
 一、一七八 一七・五・一〇

六、雜貨業
 軍需勞務員希望
 一、一七九 一七・五・一〇

第四類 其他の相談

(一) 農村關係

業 種	内 容	受付番號	受付年月日
一、農業	牛の増産	九八二	一六・六・一三
二、農會	農村に於ける社會施設文獻	九八六	一六・六・一八
三、造園家	沖繩縣生産共同體建設	九八七	一六・六・一八
四、鐵道員	ドングリを原料とする澱粉製造	一、〇〇八	一六・七・一九
五、無職	溫室經營	一、〇四四	一六・八・二七
六、漁業	麻栽培と加工の可否	一、〇五一	一六・八・三〇
七、マオラン栽培組合	マオラン栽培緩和陳情	一、〇六九	一六・九・一五
八、計理士	臺灣における未耕地拂下	一、〇八五	一六・一〇・六

九、水産業

一〇、會社員

漁業用資材配給の見透
都市の木灰を農村へ廻す啓
蒙運動

一、〇九二 一六・一〇・一四
一、〇九六 一六・一〇・一五

一一、マオラン加工業

マオラン栽培に關する縣令
の改正

一、一六五 一七・二・二七

一二、吳服行商

歸農希望

一、一七七 一七・四・一八

(二) 移 植 民

一、無職

南方進出

九九一 一六・六・二五

二、齒科醫

支那渡航

九九八 一六・七・二

三、會社員

南方進出

一、一五一 一七・一・一〇

(三) 人事相談

一、機械ブローカー

研究資金斡旋

一、〇〇三 一六・七・一五

二、會社支配人

社會淨化運動希望

一、〇二一 一六・八・一

三、無職

貧窮のため學用患者希望

一、一〇六 一六・一〇・三〇

四、店員

轉業の可否

一、一一七 一六・一一・一〇

五、皮革配給業

組合よりの手當繼續

一、一三九 一六・一二・五

(四) 雜

一、工科學生

實習先斡旋

九八三 一六・六・一六

二、生活協會

講習會講師派遣

一、〇〇二 一六・七・一〇

三、火災保險會社

當所事業内容聴取

一、〇一九 一六・八・一

四、貴金屬商

手持禁制品の處分

一、〇二七 一六・八・九

五、女性

製圖技術習得

一、〇三〇 一六・八・一五

六、被服製作業

代用原動機の入手

一、〇三一 一六・八・一五

七、出版業

相談所の事業内容

一、〇三七 一六・八・一九

八、ワイシャツ製造業

小賣商の手持綿製品の供出

一、〇六二 一六・九・一一

九、チャック製造業

オートバイ獻納手續

一、〇六八 一六・九・一一

一〇、倉庫業

業界の實情陳情

一、〇七一 一六・九・一六

一一、製材業	鋸屑の利用方法	一、〇七四	一六・九・一九
一二、縣教育會職員	楠正成の姓に關する意見上申	一、〇七六	一六・一〇・一
一三、下駄商	鼻緒卸店の照會	一、一一六	一六・一一・一〇
一四、煉瓦商	煉瓦製造用機械入手	一、一二二	一六・一一・一三
一五、ルブ製造業	産報結成指導	一、一三六	一六・一二・四
一六、綿織物卸商組合	轉業對策指導	一、一四五	一六・一二・二三
一七、元會社員	三等郵便局開業	一、一四六	一六・一二・二四
一八、翼賛會縣支部	講習會講師派遣	一、一五七	一七・一・二七

財團法人 戰時生活相談所 (昭和十八年七月一日現在)

役員		
常任理事	小川 一平	
理事	毛里 英於菟	
同	曾 福 益	
同	美濃 部 洋次	
同	鈴 木 一	
同	小 田 成 就	
監事	松 前 重 義	
同	遞信省工務局長	
同	海軍司政長官	
同	農林省大阪營林局長	
同	商工省機械局長	
同	外務省政務局第一課長	
同	企畫院總務室第一課長	
委員 (順不同)		
	大阪府總務部長	岡 本 茂
	前情報局次長	奥 村 喜 和 男
	前情報局第五部長	川 面 隆 三

企畫院第二部長
 農林省蠶絲局長
 東京控訴院民事第四部長
 大藏省總務局長
 內務省警保局經濟保安課長
 海軍司政長官
 情報局第四部文藝課長
 外務省通商局第一課長
 軍事保護院業務局長
 鐵道省業務局輸送課長
 內務省警保局檢閱課長
 大日本翼賛壯年團總務部長
 福岡鑛山監督局總務部長
 陸軍司政官
 前企畫院技師

柏原兵太郎
 寺田省一
 根本松男
 迫水久常
 北村隆
 水田亮
 井上池司
 法華津孝
 大島弘夫
 小澤輝
 金井元彦
 菅井太郎
 山地八郎
 平井富三郎
 森川覺三

顧問
 事務局
 總務部
 企畫部
 相談部
 出版部
 關西事務局

前常任理事

部長(常任理事兼務)
 部長
 部長
 部長(兼務)
 事務局長

秋山道雄
 小川一平
 池田安夫
 横川四郎
 横川四郎
 横川四郎
 松本正一

昭和十八年七月廿三日印刷
昭和十八年七月廿八日發行

第三輯 〔非賣品〕

編輯人 東京都麴町區有樂町一ノ五 日本工業館内
横川 四郎

發行人 東京都麴町區有樂町一ノ五 日本工業館内
小川 一平

印刷人 東京都小石川區高田豊川町三七
長宗 泰造

發行所 東京都麴町區有樂町一ノ五 日本工業館内
財團法人 戰時生活相談所



330.6
Se66

